

## 長野県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針

## 1 今後の農業の基本的な方向

長野県の農業は、変化に富んだ気象や地形を活かし、農畜産物の総合的な供給産地としての役割を果たすとともに、農業者の先進性と勤勉性による高い技術力により、地域の基幹産業として発展してきました。

しかし、本県の農業就業人口は平成27年(2015年)までの直近10年間で37%減少するとともに、農業就業人口に占める65歳以上の割合が、平成27年(2015年)現在69.5%と全国平均の63.5%を6ポイント上回るなど、引き続き高齢化や離農、経営規模の縮小が進行している状況です。

このような中、本県農業の持続的な発展に向け、認定農業者など戦略を持って経営を展開する中核的経営体<sup>\*1</sup>を育成し、これらの経営体が、農地中間管理事業の活用などにより農地の集積・集約を進めながら、経営の効率化、稼ぐ力の強化を図り、地域の農業生産の大宗を担う農業生産構造の構築をめざします。

\*1 中核的経営体：第3期長野県食と農業農村振興計画において将来にわたる農業の担い手として位置付けた、認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者）、基本構想水準到達者、集落営農組織、認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条第4項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者）

## 長野県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

## 1 長野県農業の現状と振興方針

長野県は、本州の中央に位置しており、変化に富んだ気象条件と大都市圏に近いという立地条件を生かして、農畜産物の総合供給基地としての役割を果たす全国屈指の農業県として発展を遂げてきた。

農家数が全国第一位であるほか、農業者の進取の気質と農業団体の強い組織力を背景に、作目別の主産地を形成しつつ多様な農業経営が展開されており、全国水準を上回る土地生産性等を実現し、本県農業の主力を占める園芸作物等を中心に日本一の生産量を誇る品目を数多く有している。

また、本県農業は、商工業・観光等の発展に伴い県内総生産に占める割合は減少しているものの、農村部においては基幹産業として地域経済の中でおも重要な位置を占めており、県土の均衡ある発展に果たす役割は一層重要なものとなっている。

しかし、農業従事者の減少と高齢化、遊休農地の増加等様々な課題が生じてきており、このままの状況で推移すると、本県農業を担う人材の不足や生産力の低下などがさらに進むことが懸念される。

今後は、本県の農業・農村が持つポテンシャル（潜在力）を十分発揮させ「夢をかなえ人を結ぶ信州の農業・農村」を基本目標として、地域の合意に基づき作成される地域農業のマスタープラン（人・農地プラン<sup>注1</sup>）等により明確化された担い手経営体<sup>注2</sup>（中心となる経営体）と兼業・高齢農家などが相互の営農を補完し合い、持続的な農業生産を可能とする仕組みづくりを通じて、企業的農業経営体<sup>注3</sup>による企業的な農業経営が展開される力強い農業構造を構築するとともに、農業を担う人材の確保を推進する。

また、生産基盤の整備、農業の生産性の向上、消費者ニーズや流通の変化を的確に捉えた農畜産物の生産振興を図るとともに、自然の力を活かした環境農業の推進、農畜産物の安全性の確保、信州農畜産物のブランドの確立、6次産業化の推進等により、地域の特色を生かした多様な農業の振興を図る。

農村社会は、特に中山間地域を中心に過疎化と高齢化が進行するなかで、農家個々の農業生産や、地域の共同活動が十分に行えなくなり、良好な農村景観や環境の維持が困難な地域も出てきているが、一方では、農業・農村の有する洪水防止や景観形成等の多面的な機能が重視されて、多くの地域において、これらの機能を保全しようとする取り組みや、資源を有効に活用した活性化への取り組みが進められている。

今後は、農村生活環境の整備、農業と関連産業を基幹とする多様な地場産業の振興、都市との交流等を促進し、農村コミュニティの維持・強化を図り、皆が暮らしたい農村づくりを進める。

注1) 人・農地プラン：集落・地域における話し合いを通じて地域の担い手の明確化や農地の利用集積の方向など、地域農業のあり方を取りまとめた計画

注2) 担い手経営体：第2期長野県食と農業農村振興計画において農地の集積対象（受け手）として位置付けた、認定農業者<sup>注4</sup>、基本構想水準到達者、集落営農組織、担い手候補（認定新規就農者<sup>注5</sup>）等

注3) 企業的農業経営体：第2期長野県食と農業農村振興計画において、将来の農業生産の主力となる経営体として位置付けた経営体（家族経営、法人経営の別なく、農業経営において明確な理念と目標を掲げ、目標達成をめざして事業を展開するとともに経営の継続性を備えた経営体）

注4) 認定農業者：農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者

注5) 認定新規就農者：農業経営基盤強化促進法第14条第4項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者

## 2 農業構造の動向と課題

### (1) 農家と農業者

農家と農業者については、社会・経済情勢の変化に伴い、他産業への就業が増加するなど兼業化が一層進行するとともに、農業従事者の減少と高齢化が進み、販売農家が減少する一方で自給的農家と土地持ち非農家は増加傾向にある。

また、農業経営の規模拡大や効率化を目指す担い手農家のほか、安定兼業農家、高齢農家、自給的農家及び土地持ち非農家へと農家の階層分化と多様化が一層進行すると見込まれ、このまま推移すると農業生産力の減退及び農用地等の地域資源の維持・保全が困難となる地域が出てくることも予測される。

これらに対応するため、地域農業マスタープランの推進を通じて、将来とも本県農業の中心を担う効率的経営体<sup>注6)</sup>の育成や経営体を担う人材としての新規就農者の確保とともに、集落等を基礎とした営農組織等を育成し、地域全体として農地等の資源の有効活用と農業生産の維持・拡大を図る必要がある。

なお、企業的な農業経営に取り組む効率的経営体を企業的農業経営体と位置付け、これら経営体の本県の将来の農業生産の主力となる農業構造を目指すものとする。

また、担い手が不足する地域では、市町村が出資する第3セクターや農業協同組合が出資する農業法人等が地域営農を補完する取り組みや農業への新規参入による多様な担い手の確保などにより、農用地の有効利用と農業生産力の維持を図ることが重要である。

さらに、地域農業の活力向上や遊休農地の活用等を図るため、直売や加工、農家レストランなどの6次産業化への取り組みや、加工・販売を行う企業等と連携した農業生産の推進が重要である。

注6) 効率的経営体 : 農業経営基盤強化促進法第1条に規定されている効率的かつ安定的な農業経営のこと（主たる従事者が、当該地域の他産業並みの労働時間で他産業並みの所得を上げうる農業経営）

### (2) 農用地

農用地については、遊休農地の増加や都市的土地利用の増大等により減少傾向にあるほか、山間傾斜地が多いこと等により特に畑地と中山間地域のほ場条件の整備が遅れている。

今後も、農用地の遊休化の防止や有効活用を促進し、農業振興地域整備計画に即して引き続き秩序ある土地利用の確保に努めるほか、長野県土地改良長期計画に基づきほ場条件の整備を着実に推進する。

また、農用地の利用集積については、農用地利用増進法が施行された昭和55年以降、利用権の設定等による農地流動化面積が顕著に増加し、担い手農家への利用集積も一定程度進んだが、近年においては担い手農家の減少・高齢化と規模拡大意欲の減退等により伸び悩み傾向にある。

今後も、育成すべき農業経営の目標等を明確にし、地域における農用地利用調整活動を通じた農用地の面的集積や、農用地の流動化、及び農作業受委託の促進を図る必要がある。

### (3) 農業技術

農業技術については、農業者の進取の取り組みを基本に、試験研究機関、行政及び団体の連携によ

## 2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保

### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

県内の他産業従事者と均衡する労働時間と生涯所得が確保できる農業経営を確保・育成するにあたり、その目標値を以下のとおり定めます。

主たる従事者1人あたり 年間所得目標：530万円 年間労働時間：2,000時間
---

個別経営体では、経営主である主たる農業従事者1人に加え家族従事者（補助的従事者）1～2人及び繁忙期の雇用の確保により、1経営体あたり概ね800万円の年間所得を目指すものとします。

ただし、特に不利な立地条件のもとで多様な農業経営を展開する中山間地域等では、1経営体当たりおおむね450万円程度とし、関連事業部門と組み合わせ、年間総所得の確保を目指すものとします。

組織経営体では、主たる従事者全員が1人あたりの所得目標の実現を目指すものとします。

### (2) 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保

上記目標水準を満たす農業経営体の育成のため、以下の施策を展開します。

#### ① 企業マインドで信州農業を支える中核的経営体の育成

長野県の多様な自然環境や地域の資源を活用し、経営戦略を持って経営の拡大・多角化等に取り組み、本県農業を支える中核的経営体が主力となる農業構

る先端技術の研究・開発並びに組織的な普及推進により生産性の向上等に大きく寄与してきた。

今後は、農業関係試験研究推進計画に基づき、国内外産地との競合に打ち勝つとともに、多様なマーケットニーズに対応する新たな県オリジナル品種等の育成、労働時間の短縮や労働の軽減等を図るための省力・低コスト化技術、生産性向上・安定化技術、品質・付加価値向上技術及び自然の力を活かした環境農業を促進する技術等の開発・実用化等を総合的に推進する必要がある。

#### (4) 資本装備等

機械・施設等の資本装備については、大型機械の導入や施設化が進む一方で、兼業農家の過剰投資等が課題となっている。

今後、機械・施設の導入に当たっては、効率的な利用を前提に、担い手育成関連の補助事業や制度資金を活用するとともに、コスト低減を明確に意識した上での機械・施設の導入等、一層の農業経営の合理化を図る必要がある。

また、労働力の調整、農産加工の振興、集出荷流通体制の合理化及び経営安定対策等を総合的に推進し、効率的経営体を支援する体制整備を進める必要がある。

### 3 効率的経営体の目標

農業を今後とも本県の基幹的産業として振興し、効率的経営体が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するためには、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいがあるものとなるよう、育成すべき効率的経営体の主たる農業従事者それぞれが、労働時間と所得において県内他産業従事者と均衡する水準を実現し得るものとする必要がある。

具体的には、地域の優良な農業経営の事例を踏まえつつ、マーケットインの生産や高付加価値化などによる企業的な農業経営を目指し、地域の他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,900～2,100時間程度）の水準で、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり年間農業所得500万円程度）の確保を目指す。

一方、特に不利な立地条件のもとで多様な農業経営を展開している中山間地域等にあつては、経営の主体を占める農業生産部門に加えて、地域の特色と資源等を生かした多様な農業関連事業部門の展開を図るなど、農業経営の多角化も含めて所定の農業所得目標の達成を目指す。

### 4 農業経営基盤強化の方向

#### (1) 基本的誘導方向

地域農業マスタープランの推進を通じて農業を担う効率的経営体を育成することにより、力強い農業構造を構築するものとする。

特に、土地利用型農業では、個別経営のみならず集落等を基礎とした営農組織についても、将来効率的経営体に発展すると見込まれる組織や、地域農業マスタープランに位置付けられた営農組織を担い手経営体として位置付け、組織化・法人化を進めるほか、その基礎となる受託組織等の営農集団の育成を図るものとする。

その際には、個別経営体や集落営農組織など地域の実情に応じた担い手経営体相互の共存が図られ、それぞれの規模拡大努力を損なわないよう配慮することとし、集落等が主体となって農用地の利用調整を行う仕組みである農用地利用改善事業（農用地利用改善団体による農用地の効率的かつ総合的な

造の構築をめざします。

そのため、地域における徹底的な話し合いによる実効性のある「人・農地プラン」の策定を通じ、中核的経営体や、今後リタイア又は経営規模を縮小する農家、維持していく必要のある農地など、人と農地を明確に見える化し、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化による経営の効率化を進めるほか、生産性の向上や経営の多角化等による経営発展を一層推進します。

また、本県農業を先導し、全国からもその経営が注目されるトップランナー<sup>\*2</sup>を育成・支援します。

## ② 中核的経営体を支える雇用人材の安定確保

少子・高齢化が進行する中、中核的経営体が規模拡大を図りながら持続的に経営を進めるためには、省力化・低コスト生産の技術開発・普及を図るとともに、雇用就業者を安定して確保することが必要です。

このため、新規学卒者や高齢者、障がい者、子育て世代など多様な人材（働き手）の確保・育成に向けた取組を産地と一体となって複層的に展開します。

利用)等を積極的に活用する。

また、経営体を担う人材の確保については、県・市町村・JA等関係機関が連携した支援体制の充実等により、農業後継者の経営継承や新規参入者の就農促進に取り組むものとする。

さらに、農地法改正後増加傾向にある企業の農業参入については、需要開拓や商品開発などを通じた、地域農業の活力向上や遊休農地の活用等を図る観点から、地域の意向を踏まえつつ参入の促進を図るものとする。

その際には、市町村と協定を締結する等により地域の農業者との適切な役割分担の下に、継続かつ安定的な農業経営が行われるよう配慮するとともに、農用地の貸付等については、地域の認定農業者等担い手経営体への集積を優先して行うものとする。

## ア 目指す農業構造の方向

今後は、農業従事者の減少と高齢化が進む中で農家の階層分化と多様化が一層進行し、高齢農家、自給的農家等に加え兼業農家においても作業委託等による経営の外部依存を強めながら生産規模を縮小する方向に向かい、土地持ち非農家等も相当数発生するものと見込まれる。そこで、集落等における農用地・労働力等の有効活用に関する合意形成組織の育成を進めつつ、こうした農用地を担い手経営体へ利用集積するとともに、十分な効率の経営体の確保が見込めない地域においては、当面の農用地利用や農業生産の維持等を重視して、効率的経営体でカバーしきれない部分を補完し引き受けていく「受け皿」づくりを進める必要がある。

具体的には、

(ア) 自立志向を持ち規模拡大・経営改善を目指す者を明確化して、企業的経営に取り組む効率的経営体への移行を進める方向(個別経営型)

(イ) 農作業受託等を行う生産組織を育成し、構成農家の営農を補完しつつ、法人化により企業的経営に取り組む効率的経営体への移行を進める方向(組織経営型)

(ウ) 集落の多様な農業者が参画して農作業等を補完する体制を整備し、農業生産を維持しつつ、組織経営体若しくは個別経営体の育成を進める方向。特に、土地利用型農業では、地域の実情に合わせ効率的な規模等を前提に集落等を基礎とした営農組織の育成と法人化を進める方向(集落営農型)

(エ) 市町村が出資する第3セクター、農業協同組合の出資による農業法人、農地利用集積円滑化団体等による農用地の保全管理や新規就農者の育成等の公的な支援活動を通じて、農業生産を維持しつつ、個別経営体若しくは組織経営体の育成を進める方向(公的支援型)

等のなかから、地域の実情と農業者の意向に即した方向を選択して推進するものとする。

## イ 農業構造再編の方法

行政、関係機関・団体が一体となって農用地利用や労働力・作付作物等の調整と支援活動を行う営農支援センター(地域農業再生協議会)の体制を強化するとともに、地域の農業者自らが目指すべき農

<sup>\*2</sup> トップランナー：第3期長野県食と農業農村振興計画において本県農業を主導する農業経営体として位置付けた、明確な経営理念と目標を掲げ、雇用労力の活用等により企業的な経営を展開する所得概ね1千万円(品目により異なるが販売額3千万円程度)以上の経営体(家族経営体、組織経営体)

業構造の実現に向け、協力して効率的経営体の育成や地域ごとの課題解決に取り組む営農組織の育成等を図ることにより、農業構造の再編を推進するものとする。

(f) 集落等を基本単位とする取り組みの推進

農業集落の持つ合意形成と利用調整機能を活用して、地域における担い手の状況と見通し、農地等地域資源の状況及び個々の農家（後継者や女性を含め）の営農意向等を的確に把握し、課題を明確に共有し具体的な対策を考え、今後目指すべき地域農業の方向についての合意形成を図る等、集落等を基本単位とする取り組みを進める。

なお、取り組みに当たっては、効率的経営体の育成を主眼にしつつ、これらの効率的経営体と小規模な兼業農家、高齢農家及び土地持ち非農家等との間で、地域資源の維持管理や補助労働力の提供等の分野における役割分担を明確にして、相互にメリットを享受できる仕組みを構築するものとする。特に、高齢農家や兼業農家等が体力や意向等に応じて効率的経営体や集落営農への作業等に参画できるよう配慮するものとする。

また、集落（地域）を越えての取り組みが必要な場合には、それぞれの課題に応じた適切な対応範囲を設定し、農業者や関係機関等が連携して効果的な改善方策の推進を図るものとする。

(i) 効率的経営体の育成

営農支援センター（地域農業再生協議会）の調整・支援活動や営農集団の取り組みを通じ、各種施策を有効に活用して効率的経営体の育成に努める。

具体的には、農業経営改善計画認定制度、特定農業法人制度や特定農業団体制度の活用や、地域農業マスタープランの実践を通じて、地域の担い手となる経営体を明確化し、規模縮小農家の営農実態と意向を踏まえながら、農作業受委託や利用権設定等による農用地の利用集積を推進するとともに、営農支援センター（地域農業再生協議会）構成機関の役割分担と連携による機械・施設の貸付、オペレーター調整、労働力の調整、生産物の販売及び経営管理サービスの実施等を通じて効率的経営体等の経営基盤の強化を図る。

(j) 産地体制の維持・強化

産地ごとの構造上の課題を明確化してその改善を進めるとともに、効率的経営体の育成や新規就農者等の人材確保を推進しつつ、女性・高齢農業者の生産を支援するなど生産体制の整備を進め、農業者と農業団体が一体となって産地の体質強化と活性化を図る。

(k) 6次産業化や関連産業と連携した就業構造の改善

力強い農業構造の構築と併せて、直売所、加工などの6次産業化や、地場産業の振興、農村工業導入、都市農村交流等関連産業と連携した就業機会の増大を図る等、農村全体の就業構造の改善を推進する。

(2) 部門別誘導方向

力強い農業構造の構築を進めるに当たっては、以下の部門別の対応とともに、耕種と畜産の連携、自然の力を活かした環境農業の推進、機械・施設の共同利用、補助労働力の調整等、部門間の合理的な補完関係の構築による地域農業の複合化を促進する。

（「部門別誘導方向」については p 1 0 へ移動）

ア 普通作物

米・麦等土地利用型作物については、地域の实情に応じて利用権設定及び農作業受委託の推進等による認定農業者等担い手経営体への利用集積を推進するとともに、米と麦・大豆・そばの複合経営の育成や消費者に選ばれる特徴ある高品質米の生産、実需者ニーズに対応した麦・大豆・そばの生産拡大など産地化を促進する。

また、法人化計画のある集落営農組織については、経営の法人化を推進するとともに、個別経営体との農用地の利用調整を図り、地域全体の効率的な農用地の利用につとめる。

なお、当面、十分な効率的経営体の確保・育成が困難な地域にあつては、实情に応じて効率的な規模等を前提に集落等を基礎とした営農組織の育成と法人化を進める。

また、農用地や農業用排水施設等の農業生産基盤の整備等を実施することにより農用地を有効に活用するとともに、水田の畑地利用を促進するため、暗渠排水や排水路の整備等を進める。

イ 園芸作物

野菜・果樹・花き等の園芸作物については、畑地の条件整備と作付けの団地化、省力・機械化、新品目・新品種の導入、育苗等部分作業受委託の推進、雇用労働力の調整とともに多様な需要に対応するマーケットインの生産や販路開拓の推進等を総合的に推進し、担い手経営体を中心とした産地の体質強化を促進する。

ウ 畜産

畜産については、消費者が求める安全・安心かつこだわりのある畜産物の生産と供給等による畜産物の高付加価値化や、経営の合理化等と併せて、自給飼料の増産と利用拡大による生産コストの低減、家畜にやさしい飼養管理の推進、家畜排せつ物の適正な管理と利用促進等を進め、経営基盤の強化と経営の安定化を図る。

エ 施設型農業

きのこ・施設園芸等の施設型農業については、生産性の高い品目・作型の導入、低コスト省力生産技術、施設の導入、合理的集出荷流通体制の改善、資金と経営管理の改善等を推進し、一層のコスト低減と生産性の向上及び経営の安定を図る。

(3) 部門別経営改善のポイント

区分	土地利用型農業		施設型農業	畜産
	普通作物	園芸作物		
規模拡大	農地流動化の推進 組織的作業受委託推進 経営体、集落営農組織育成	担い手規模拡大支援 協業型経営体の育成 共同利用組織育成 リレー作型の導入 作期・作型の拡大	適正な経営規模の確立	

区分	土地利用型農業		施設型農業	畜産
	普通作物	園芸作物		
低コスト化	大規模省力生産体系の確立 連担地形成等効率的作業単位の確立 機械施設の効率的利用 大区画ほ場の整備	生産安定技術の確立 低コスト・省力技術体系の確立 流通・加工機器の整備 機械施設の効率的利用 畑地基盤整備	低コスト省力生産技術、施設の導入	先進技術の導入と飼養管理技術の向上 家畜生産能力の向上 家畜損耗防止 飼料自給率の向上
付加価値向上	高品質米生産 特別栽培米・有機米の生産 信州の環境にやさしい農産物認証制度及びエコファーマー認定制度の活用 原産地呼称管理制度の活用 食と教育との連携 加工品開発・販売 観光との連携 需要に対応した高品質な麦・大豆・ソバの生産 多様な販売チャネル確保	新品目・新品種・新作型の導入と産地化 個性化特産品の開発 地域内消費、直売等多様な流通チャンネルの拡大 保鮮流通システムの確立 観光との連携 信州の環境にやさしい農産物認証制度及びエコファーマー認定制度の活用 食と教育との連携 加工・業務用需要などマーケットインの生産		高品質畜産物の生産・流通加工等による付加価値向上 観光との連携 食と教育との連携 信州プレミアム牛肉、信州黄金シャモへの取り組み
経営体質強化	大規模農家、生産組織等の法人化 ・ 休日のある経営の確立 経営管理能力の向上 自己資本比率の向上			
	周年就労形態の確立	労働ピークの解消 機械化促進 価格安定対策 災害防止、共済加入	自動環境制御システム確立 作業環境の改善	家畜排せつ物の利活用の促進 経営安定、価格安定対策 国産稲わらの利用促進
体制づくり	農用地の利用集積と集団化 作業受委託推進 集落営農の推進・法人化の推進 市町村公社等による支援	労働力の斡旋・確保 育苗・選別・荷造り等部分作業委託 高齢農家の樹園地等の継承 産地の維持強化 労働力の補完体制の構築(せんだい等高度技術の補完体制)	集出荷流通システムの合理化 きこの農家の経営改善(支援班の整備)	広域診療体制の整備 家畜にやさしい飼養環境づくり

(「地帯別振興方向」については、p 20「地帯区分別の集積促進について」へ移動)

(4) 地帯別振興方向

ア 都市近郊地帯

この地帯は、混住化等都市化の影響が著しい地帯であり、経営規模が小さく自給的農家率が高いほか、農用地の流動化や作業受委託の動きは停滞している。

今後は、計画的な土地利用調整を進め、集団的な優良農地の確保に努めるとともに、消費地に近いという特性を生かした個別経営体による果樹・野菜・花き等の振興、農作業受託体制の整備による農用地の利用集積の促進を図る。

また、都市住民のニーズに対応した観光農園、市民農園等農業体験等の場としての農地の活用も促進する。

### 3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保

#### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

青年等が新たに就農した場合は、経営開始時の経営リスクが大きく、特に親から独立して経営を開始する者及び非農家からの新規参入者にとっては、経済的な負担が非常に大きいと考えられます。

このため、青年等の就農時における農業経営の目標は、前記「効率的かつ安定的な農業経営の目標」で示した農業経営の目標と、生産技術及び経営管理能力に見合った経営規模、他産業に従事する青年等の所得水準等を勘案し、以下のとおり定めます。

主たる従事者1人あたり  
年間所得目標：250万円  
年間労働時間：2,000時間

#### イ 水田地帯

この地帯は、稲作経営の割合が高く、経営規模が比較的大きいものの兼業化が進んでいる。また、農用地の流動化や農作業受委託は県下で最も進んでいる。

今後は、個別経営体、組織経営体による土地利用型の大規模複合経営の育成による収益性の高い水田農業経営の確立を図ることとし、地域の実情に応じて麦・大豆、飼料作物の生産や園芸作物の作付けを促進するとともに、農用地の流動化や農作業受委託の一層の推進により、水田の有効活用と経営の合理化を図る。

また、兼業化が進んでいる地域等、当面十分な効率的経営体の確保・育成が困難な地域にあつては、実情に応じて効率的な規模等を前提に集落を基礎とした営農組織の育成と法人化を進める。

#### ウ 園芸地帯

この地帯は、果樹・野菜・きのこ・花き等の産地が形成されているが、果樹産地等では、農業従事者の減少と高齢化に伴う遊休農地の発生等、産地構造の脆弱化が課題となっている。

今後とも、個別経営体の規模拡大と経営の効率化や新規就農者の確保を図るとともに、遊休施設の活用や、円滑な経営の継承を促進し、産地の維持・拡大に努める。

また、畜産、稲作等を含めた部門・作目間の補完関係の強化、周辺住民の参画を含めた労働力補完体制などを整え、地域農業の複合化及び経営間・地域内労働力の活用を促進する。

#### エ 山間農村地帯

この地帯は、農業生産条件に恵まれていない地域が多く、経営規模が零細であるほか、農業従事者の減少と高齢化が進み遊休農地が増加するなど、農業構造の脆弱化が進んでいる。

今後は、高齢農業者や新規参入者等を含めた担い手の確保対策や、標高差等の地域の立地条件を生かした特色ある農業の振興、地域特産物、観光資源等を活用した農産物加工・観光農園・農家民宿等6次産業化による付加価値の高い農業の展開を図る。

また、中山間地域等直接支払制度等の活用により遊休農地の発生を防止するとともに、特に水田農業地帯で、当面十分な効率的経営体の確保・育成が困難な地域にあつては、実情に応じて集落を基礎とした営農組織の育成と法人化を進める他、担い手が確保されるまでの間、農用地と農業生産を維持するための市町村が出資する第3セクターや農業協同組合が出資する農業法人、農地利用集積円滑化団体等による支援体制の整備を図る。

#### 5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

##### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本県の新規就農の状況については、平成22年度の新規就農者は190人であり、近年増加傾向となっていることから、年間250人(40歳未満)の確保を目標として、農業後継者の経営継承や新規参入者の就農を促進する。

また、市町村、JAにおける確保目標の明確化や、円滑な就農に向けた地域段階での研修体制や支援施策の充実を図るとともに、関係機関が連携して就農後の早期の経営安定と経営力向上を支援する取組みを進める。

##### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本県の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開



(2) 新規就農者数の確保目標

今後も継続して中核的経営体を安定的に確保・育成するため、独立・自営する新規就農者を毎年 250 名確保することを目標とします。

**4 部門別誘導方向と地域農業のあり方**

(1) 部門別誘導方向

部門別に以下の対応を行うとともに、耕種と畜産の連携、自然の力を活かした環境農業やロボット技術・ICT 技術等活用によるスマート農業の推進、機械・施設の共同利用、補助労働力の調整等により、力強い農業構造の構築を進めます。

① 普通作物

地域の実情に応じて利用権設定及び農作業受委託の推進等による中核的経営体への利用集積を推進するとともに、米と麦・大豆・そばの複合経営の育成、消費者に選ばれる特徴ある高品質米の生産、実需者ニーズに対応した麦・大豆・そばの生産拡大、農業生産基盤の整備等により産地化を促進します。

② 露地園芸作物

条件整備と作付けの団地化、省力・機械化、新品目・新品種の導入、育苗等部分作業受委託の推進、雇用労働力の調整とともに多様な需要に対応するマーケットインの生産や販路開拓の推進等を総合的に推進し、中核的経営体を中心とした産地の体質強化を促進します。

③ 施設園芸作物

生産性の高い品目・作型の導入、低コスト省力生産技術・施設の導入、合理的集出荷流通体制の改善、資金と経営管理の改善等を推進し、一層のコスト低減と生産性の向上及び経営の安定化を図ります。

④ 畜産

消費者が求める安全・安心かつこだわりのある畜産物の生産と供給等による畜産物の高付加価値化や、経営の合理化等と併せて、自給飼料の増産と利用拡大による生産コストの低減、家畜にやさしい飼養管理の推進、家畜排せつ物の適正な管理と利用促進等を進め、経営基盤の強化と経営の安定化を図ります。

始から 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者 1 人あたりの年間農業所得 250 万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた県の取組

新たに就農しようとする青年等に対する支援施策及び農用地等の関係情報の収集と提供を円滑に行うため、関係機関・団体等をつなぐ情報収集・提供ネットワークシステムを整備し、基礎的な就農関係情報の相互交換を促進する。

(2) 地域農業のあり方

中核的経営体が主力となる農業構造の構築を目指す一方で、農業生産を担う基幹的農業従事者が減少する中、地域ぐるみで相互に支え合う集落営農組織の育成を図るなど、地域の営農の継続に向けた体制づくりも進める必要があります。

集落営農組織については、地域の特性を生かした作物の導入や農産加工、直売の取組などによる経営の複合化や多角化により所得の確保を目指すとともに、法人化による組織経営体への発展を促進し、安定的な人材の確保などによる経営の継続を図ります。

特に担い手が不足している地域等では、市町村や地域農業者と連携し、地域の実情に応じた農地の有効利用や地域の農業振興に資する企業の農業参入を支援します。

また、人生 100 年時代と言う声も聞かれる中で、定年退職者等の就農を支援し、多様な農業者を確保するとともに、農業者の高齢化等によりリスクが高まる農作業事故の発生防止に努めます。

## 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

### 1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

#### (1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、それぞれの営農類型の基幹作物別に整理した主要技術事項の改善を進めます。

#### (2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営者の経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図るほか、熟度の高い経営については法人化を推進します。また、企業的な経営感覚の習得と経営手法の導入や、農地の利用集積による経営規模の拡大、生産性の向上、経営の多角化等による経営発展を促進し、トップランナーへの育成を推進します。

特に集落営農組織の育成と法人化を進める場合にあつては、後継者の育成に努めるとともに、総合的な経営発展ができる組織体制を確立します。その上で、制度資金の活用、資本装備の適正化、共同利用の推進等により自己資本比率の向上を図るほか、各種の経営安定対策の活用等により経営の安全性と安定性の向上を図ります。

#### (3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間の実現を目指します。

また、安全で快適な労働環境の整備を進めるほか、労働力補完制度や、法人化の推進、家族経営協定の締結、休日制・給料制の導入、年金・保険制度の活用及び福利厚生の実施等の就業条件の整備を図ります。

## 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

### 1 経営体の所得目標

本指標は、地域の優良事例を踏まえつつ、現時点で見込まれる先進的な技術水準と現行価格水準に基づいて主要な営農類型別の経営指標を示したものである。

個別経営体では、経営主である主たる農業従事者1人と家族従事者（補助的従事者）1～2人による効率的な経営規模を確保し、労働ピーク時の不足労働力は雇用により対応することとしている。なお、家族従事者の労働報酬を含めた経営体単位の年間所得は、おおむね800万円程度（主たる従事者1人あたりは500万円程度）を見込んでいる。

ただし、特に不利な立地条件のもとで多様な農業経営を展開する中山間地域等では、経営体当たりおおむね450万円程度とし、関連事業部門と組み合わせて、年間総所得の確保を目指すものとする。

組織経営体では、主たる従事者全員が従事者1人当たりの所得目標の実現を目指すものとする。

### 2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

#### (1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、それぞれの営農類型の基幹作物別に整理した主要技術事項の改善を進める。

#### (2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営者の経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図るほか、熟度の高い経営については法人化を推進する。また、企業的な経営感覚の習得と経営手法の導入や、農地の利用集積による経営規模の拡大、生産性の向上、経営の多角化等による経営発展を促進し、企業的な農業経営体の育成を推進する。特に集落営農組織の育成と法人化を進める場合にあつては、後継者の育成に努めるとともに、総合的な経営発展ができる組織体制を確立する。その上で、制度資金の活用、資本装備の適正化、共同利用の推進等により自己資本比率の向上を図るほか、各種の経営安定対策の活用等により経営の安全性と安定性の向上を図る。

#### (3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間の実現を目指す。

また、安全で快適な労働環境の整備を進めるほか、労働力補完制度や、法人化の推進、家族経営協定の締結、休日制・給料制の導入、年金・保険制度の活用及び福利厚生の実施等の就業条件の整備を図る。

2 農業経営の指標

NO	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	水稲+小麦+大豆	50ha	水稲30ha、小麦20ha、大豆20ha	6.0	0.0	5,300	34,000	
2	水稲+小麦+大豆	21ha	水稲12.6ha、小麦8.4ha、大豆8.4ha	2.0	0.0	5,300	11,500	
3	水稲+小麦+そば	20ha	水稲12ha、小麦8ha、そば8ha	2.0	0.0	5,300	11,300	
4	水稲+小麦+大豆+作業受託	11ha	水稲6.3ha、小麦4.2ha、大豆4.2ha、作業受託22ha	1.0	1.0	5,300	8,000	
5	水稲+小麦+そば+作業受託	12ha	水稲7.2ha、小麦4.8ha、そば4.8ha、作業受託20ha	1.0	1.0	5,300	8,200	
6	りんご	220a	(普)ふじ40・(新)ふじ40、ゴールド40、スイート40、秋映30、リップ30	1.0	1.5	5,300	11,400	(普)普通樹 (新)新わい化
7	りんご+もも	200a	(新)ふじ60、秋映30、ゴールド50、あかつき30、川中島白桃30	1.0	1.5	5,300	11,400	(新)新わい化
8	りんご+なし	200a	(普)ふじ60、(新)ゴールド50、スイート20、幸水30、南水40	1.0	1.5	5,300	10,200	(普)普通樹 (新)新わい化
9	りんご+ぶどう	220a	(新)ふじ80、ゴールド80、パープル20、巨峰(露地)40	1.0	1.5	5,300	11,900	(新)新わい化
10	ぶどう	100a	マスカット(露地)50、(加温)20、無核巨峰20、パープル10	1.0	1.5	5,300	10,300	
11	りんご+なし+干し柿	180a	(新)ふじ40、ゴールド40、豊水30、南水40、市田柿30	1.0	1.5	5,300	10,500	(新)新わい化
12	葉洋菜(レタス基幹)	540a	レタス300、ハクサイ150、キャベツ40、ブロッコリー50	1.0	1.5	5,300	9,300	
13	セルリー	250a	セルリー250(半促成・無加温)	1.0	1.5	5,300	9,300	
14	すいか+ながいも+ねぎ	340a	すいか200、ながいも70、ねぎ70	2.0	1.0	5,300	10,200	
15	きゅうり	70a	半促成30、夏秋40	1.0	1.5	5,300	9,500	
16	いちご(半促成)	40a	半促成(高設)40	1.0	2.0	5,300	8,700	
17	いちご(夏秋)	30a	夏秋(高設)30	1.0	1.5	5,300	9,400	
18	カーネーション	50a	カーネーション50	1.0	1.5	5,300	9,800	
19	カーネーション+トルコギキョウ	70a	カーネーション40、トルコギキョウ(抑制)30	1.0	2.0	5,300	11,200	
20	アルストロメリア	60a	アルストロメリア60	1.0	1.5	5,300	9,400	
21	キク	120a	キク(施設)80、(露地)40	2.0	1.0	5,300	12,700	
22	リンドウ+コギク	110a	リンドウ(露地)70、コギク(露地)40	1.0	2.0	5,300	9,500	
23	えのきたけ	—	えのきたけ60万本×6回転	1.0	2.0	5,300	12,800	
24	ぶなしめじ	—	ぶなしめじ20万本×3回転	1.0	2.0	5,300	9,200	
25	酪農	—	経産牛50頭、育成牛24頭	1.0	2.0	5,300	12,000	

3 農業経営指標

(単位: a (ha)、人、千円)

NO	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	水稲+小麦+大豆	50ha	水稲30ha、小麦20ha、大豆20ha	6.0	0.0	5,170	31,000	
2	水稲+小麦+大豆	21ha	水稲12.6ha、小麦8.4ha、大豆8.4ha	2.0	0.0	4,950	9,910	
3	水稲+小麦+そば	20ha	水稲12ha、小麦8ha、そば8ha	2.0	0.0	5,030	10,060	
4	水稲+小麦+大豆+作業受託	11ha (22ha)	水稲6.3ha、小麦4.2ha、大豆4.2ha、作業受託22ha	1.0	1.0	5,000	8,000	
5	水稲+小麦+そば+作業受託	12ha (20ha)	水稲7.2ha、小麦4.8ha、そば4.8ha、作業受託20ha	1.0	1.0	5,000	8,200	
6	りんご	220a	(普)ふじ40・(新)ふじ40、ゴールド40、スイート60、秋映40	1.0	1.5	5,000	8,040	(普)普通樹 (新)新わい化
7	りんご+もも	200a	(新)ふじ60、秋映30、ゴールド50、あかつき30、川中島白桃30	1.0	1.5	5,000	8,170	(新)新わい化
8	りんご+なし	200a	(普)ふじ60、(新)ゴールド50、スイート20、幸水30、南水40	1.0	1.5	5,000	8,020	(普)普通樹 (新)新わい化
9	りんご+ぶどう	220a	(新)ふじ80、ゴールド80、パープル20、巨峰(露地)40	1.0	1.5	5,000	8,240	(新)新わい化
10	ぶどう+りんご	210a	パープル40、巨峰(無核)40、(露地)80、(新)シナゴールド50	1.0	1.5	5,000	8,040	前回新 (新)新わい化
11	りんご+なし+干し柿	180a	(新)ふじ40、ゴールド40、豊水30、南水40、市田柿30	1.0	1.5	5,000	8,100	前回新 (新)新わい化
12	葉洋菜(レタス基幹)	540a	レタス300、ハクサイ150、キャベツ40、ブロッコリー50	1.0	1.5	5,000	8,050	
13	セルリー	250a	セルリー250(半促成・無加温)	1.0	1.5	5,000	8,090	
14	すいか+ながいも+ねぎ	300a	すいか200、ながいも70、ねぎ70	2.0	1.0	5,000	8,100	
15	きゅうり	70a	半促成20、夏秋30、抑制20	1.0	1.5	5,000	8,040	
16	いちご(半促成)	40a	半促成(高設)40	2.0	1.0	5,000	8,010	
17	いちご(夏秋)	30a	夏秋(高設)30	2.0	0.5	5,000	8,160	前回新
18	カーネーション	50	カーネーション50	2.0	1.0	5,000	8,060	
19	カーネーション+トルコギキョウ	70	カーネーション40、トルコギキョウ(抑制)30	2.0	1.0	5,000	8,020	前回新
20	アルストロメリア	60	アルストロメリア60	2.0	1.0	5,000	8,050	
21	シクラメン	100	シクラメン100	2.0	1.0	5,000	8,050	
22	キク	110a	キク(施設)55、(露地)55	2.0	1.0	5,000	8,090	
23	リンドウ	100a	リンドウ(施設)30、(露地)70	1.0	2.0	5,000	8,050	
24	リンドウ+コギク	110a	リンドウ(露地)50、コギク(露地)60	1.0	2.0	5,000	7,600	前回新

26	肉専用種肥育	—	黒毛和種常時200頭	1.0	1.0	5,300	9,000	
27	養豚一貫	—	母豚120頭	1.0	2.0	5,300	10,700	
28	地鶏	—	常時飼育450羽	1.0	0.0	1,000	1,000	
29	りんご	130a	(新)ふじ50、リップ40、シナスイト40	1.0	0.5	3,500	5,000	中山間等条件不利地域
30	りんご+ぶどう	130a	パール(露地)30、(新)シナスイト50、(新)ふじ50	1.0	0.5	3,500	5,000	中山間等条件不利地域
31	りんご+なし	110a	(新)ふじ20、シナスイト40、豊水20、南水30	1.0	0.5	3,500	4,700	中山間等条件不利地域
32	干し柿+りんご	100a	市田柿60、(新)シナスイト40	1.0	0.5	3,500	4,500	中山間等条件不利地域
33	トマト複合	80a	トマト(半促成)30、キュウリ(露地)30、ホウレンソウ20	1.0	1.0	3,500	5,000	中山間等条件不利地域
34	アスパラガス複合	750a	水稲7ha、アスパラガス50	1.0	1.5	3,500	5,700	中山間等条件不利地域
35	カーネーション	30a	カーネーション30	1.0	1.5	3,500	4,700	中山間等条件不利地域
36	キク	70a	キク(施設)40、(露地)30	1.0	1.5	3,500	4,700	中山間等条件不利地域
37	リンドウ+コギク	65	リンドウ(露地)35、コギク(露地)30	1.0	1.0	3,500	4,500	中山間等条件不利地域
38	えのきたけ複合	120a	えのきたけ4万本×6回転、アスパラガス(露地)120a	1.0	1.0	1,510	2,100	中山間等条件不利地域
39	集落営農(オペレータ型)	50ha	水稲30ha、小麦20ha、大豆20ha、作業受託50ha	9.0	0.0	5,300	51,900	
40	集落営農(集落ぐるみ型)(125戸)	50ha	水稲30ha(移植20ha、直播10ha)、小麦20ha、大豆20ha	1戸(40a)当たり平均所得:280千円(10a当たり70千円(地代10千円は費用計上済み、労働・オペレータ代等は費用に計上していない。))				
41	集落営農(集落ぐるみ型)(50戸)	20ha	水稲12ha、小麦8ha、大豆8ha	1戸(40a)当たり平均所得:219千円(10a当たり54千円(地代10千円は費用計上済み、労働・オペレータ代等は費用に計上していない。))				
42	集落営農(集落ぐるみ型)(25戸)	10ha	水稲6ha、そば3ha、アスパラガス1ha	1戸(40a)当たり平均所得:314千円(10a当たり75千円(地代10千円は費用計上済み、労働・オペレータ代等は費用に計上していない。))				中山間等条件不利地域

注1) 長野県農業経営指標(平成28年版)を参考とした。

25	えのきたけ	—	えのきたけ12万本×5.5回転	1.0	1.5	5,000	8,060	
26	ぶなしめじ	—	ぶなしめじ20万本×3回転	1.0	2.0	5,000	8,030	
27	酪農	—	フリーストール産経牛80頭、育成牛40頭	1.0	2.0	5,000	8,160	
28	肉専用種肥育	—	黒毛和種常時135頭	1.0	1.0	5,000	8,170	
29	交雑種肥育	二	交雑種常時160頭、牧草100	1.0	1.0	5,000	6,280	
30	養豚一貫	—	母豚120頭	1.0	2.0	5,000	8,010	
31	地鶏	—	常時飼育450羽	1.0	0.0	1,010	1,010	新
32	りんご	130a	(新)ふじ50、つがる40、シナスイト40	1.0	0.5	3,500	4,560	中山間等条件不利地域
33	りんご+ぶどう	130a	パール(雨よけ)30、(新)シナスイト50、(新)ふじ50	1.0	0.5	3,500	5,260	中山間等条件不利地域 前回新
34	りんご+なし	110a	(新)ふじ20、シナスイト40、豊水20、南水30	1.0	0.5	3,500	4,230	中山間等条件不利地域 前回新
35	干し柿+りんご	100a	市田柿60、(新)シナスイト40	1.0	0.5	3,500	4,830	中山間等条件不利地域 前回新
36	トマト複合	80a	トマト(半促成)30、キュウリ(抑制)30、ホウレンソウ20	1.0	1.0	3,500	4,660	中山間等条件不利地域
37	アスパラガス複合	750a	水稲7ha、アスパラガス50	1.0	1.5	3,500	4,370	中山間等条件不利地域
38	カーネーション	30a	カーネーション30	1.0	1.5	3,500	5,180	中山間等条件不利地域
39	キク	70a	キク(施設)40、(露地)30	1.0	1.5	3,500	4,610	中山間等条件不利地域
40	リンドウ	50a	リンドウ・施設10、露地40	1.0	1.5	3,500	4,170	中山間等条件不利地域
41	リンドウ+コギク	65	リンドウ(露地)35、コギク(露地)30	1.0	1.0	3,500	4,490	中山間等条件不利地域 前回新
42	えのきたけ複合	畑120a	えのきたけ4万本×4回転、アスパラガス(露地)120a	1.0	1.0	1,510	1,530	中山間等条件不利地域
43	集落営農(オペレータ型)	50ha(50ha)	水稲30ha、小麦20ha、大豆20ha、作業受託50ha	9.0	0.0	5,000	48,440	前回新
44	集落営農(集落ぐるみ型)(125戸)	50ha	水稲30ha(移植20ha、直播10ha)、小麦20ha、大豆20ha	1戸(40a)当たり平均所得:290千円(10a当たり74千円(地代10千円は費用計上済み、労働・オペレータ代等は費用に計上していない。))				前回新
45	集落営農(集落ぐるみ型)(50戸)	20ha	水稲12ha、小麦8ha、大豆8ha	1戸(40a)当たり平均所得:216千円(10a当たり54千円(地代10千円は費用計上済み、労働・オペレータ代等は費用に計上していない。))				前回新
46	集落営農(集落ぐるみ型)(25戸)	10ha	水稲6ha、そば3ha、アスパラガス1ha	1戸(40a)当たり平均所得:302千円(10a当たり75千円(地代10千円は費用計上済み、労働・オペレータ代等は費用に計上していない。))				中山間等条件不利地域 前回新

○ 生産方式

区分	方針
米	<ul style="list-style-type: none"> <li>需給動向や消費者・実需者ニーズに沿って「コシヒカリ」を基軸としながら、良食味や高品質な県オリジナル品種「風さやか」などの生産を拡大</li> <li>適正施肥の励行、胴割米・斑点米等の発生防止対策の徹底などによる良質米生産の推進</li> <li>ICTの活用や省力化技術の導入、生産資材の見直しなどにより、徹底したコスト削減を推進</li> </ul>
麦・大豆・そば	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能性や加工適性等に優れる県オリジナル品種の生産を拡大</li> <li>主産地において2年3作の栽培体系などの推進により本作物化を進め、競争力を向上</li> <li>適期作業の徹底や排水対策など基本技術の励行による安定生産と品質の向上</li> </ul>
りんご	<ul style="list-style-type: none"> <li>省力で収益性の高い高密度栽培・新しい化栽培への加速的な転換</li> <li>シナリップ等実需者評価の高い県オリジナル品種の導入及び長期リレー出荷体制を強化</li> <li>気象変動に対応するかん水施設や多目的ネット等の普及</li> <li>りんごフェザー苗について県内業者や産地自らが計画的に生産・供給できる体制整備を構築</li> </ul>
ぶどう	<ul style="list-style-type: none"> <li>実需者評価の高い「シャインマスカット」、「ナガノパープル」、「ブドウ長果11」等県オリジナル品種等の生産を拡大</li> <li>省力化、規模拡大に向けた平行整枝短梢せん定栽培の加速的な導入</li> <li>高糖度等高い品質の安定化と高位平準化を推進</li> <li>気象変動に対応する雨除け・かん水施設を普及</li> <li>需要に応じた長期出荷や輸出拡大を図るために冷蔵施設の導入を推進</li> <li>ワイン用ぶどう苗木について県内業者や産地自らが計画的に生産・供給できる体制整備を構築</li> </ul>
なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>県オリジナル品種等への転換</li> <li>樹体ジョイント栽培等省力化が図られる栽培技術の普及</li> <li>優良園地の集積による生産性の向上</li> </ul>
もも	<ul style="list-style-type: none"> <li>高糖度な品種への転換と面積拡大</li> <li>改植による樹園地の若返りを推進</li> <li>疎植低樹高仕立て栽培の推進</li> </ul>
レタス	<ul style="list-style-type: none"> <li>夏秋期でのシェア維持・適正生産と高品質流通のための施設整備を推進</li> <li>多様な加工・業務用ニーズに対応した特徴ある産地づくりを推進</li> <li>気象変動に対応した作柄安定のために最適な土づくりを推進</li> </ul>
はくさい	<ul style="list-style-type: none"> <li>需要に見合った適正生産・適正出荷と高品質流通のための施設整備を推進</li> <li>気象変動に対応した作柄安定のために最適な土づくりを推進</li> </ul>
キャベツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>水稲、はくさいの転換品目として導入を推進</li> <li>多様な加工・業務用ニーズに対応した特徴ある産地づくりを推進</li> <li>気象変動に対応した作柄安定のために最適な土づくりを推進</li> </ul>
ブロッコリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>標高差を活かしたリレー出荷体系を推進</li> <li>水詰めによる高品質な出荷等を拡大</li> <li>水稲、はくさいの転換品目として導入を推進</li> </ul>
アスパラガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>夏期管理のアウトソーシング等による適切な管理を推進</li> <li>施設化による病害対応と多収穫を推進</li> <li>一年養成苗等の活用による短期成園化を推進</li> <li>新規栽培者の確保・育成</li> </ul>
トマト	<ul style="list-style-type: none"> <li>養液・養液土耕栽培、環境制御技術の導入による高単収・省力化・高品質栽培を推進</li> <li>新規栽培者の確保・育成</li> <li>土地利用型法人・集落営農組織等を新たな担い手として、水田を活用したジュース用トマトの契約取引を推進</li> </ul>
きゅうり	<ul style="list-style-type: none"> <li>養液土耕栽培、環境制御技術の導入による高単収・省力化・高品質栽培を推進</li> <li>夏秋型作型の生産安定による単収の向上</li> <li>新規栽培者の確保・育成</li> </ul>

共通	: 土づくり、適正施肥による化学肥料の低減、耕種的防除を取り入れた農薬の使用回数の低減
水稲	: 中型機械化作業体系、適正品種の導入、品種構成の適正化、直播栽培、良質米栽培、施肥配分技術、減農薬、適期収穫
水稲(条件不利)	: 機械化作業体系、作業受託、適正品種の導入、良質米栽培、施肥配分技術、減農薬、適期収穫
麦、大豆、そば	: 中型機械化作業体系、排水対策、耕耘同時畝立て播種の導入、適期播種・適期収穫
りんご	: オリジナル品種の生産拡大、品種構成の適正化、新しい化栽培(M.9ナガノ等の利用)、適正着果、訪花昆虫利用、性フェロモン利用
ぶどう	: オリジナル品種の導入、無核品種・欧州系品種の拡大、品種構成の適正化
なし	: 新品種の導入による品種のシリーズ化
もも	: 低樹高栽培、斜立主幹形仕立、団地化の推進
葉洋菜	: 耐病性品種の導入、共同育苗、全面マルチ移植栽培、全自動移植機、大型機械化作業体系、輪作体系
セルリー	: 露地・施設栽培、養液土耕、うね内施肥、耐病性品種・耐暑性品種の導入
すいか	: セル成型接ぎ木苗利用、露地・施設栽培、省力整枝法、異科作物との輪作
トマト	: セル成型接ぎ木苗利用、天敵利用、養液土耕、マルチハナバチ利用、選果機、出荷規格の簡素化、省力品種の導入
きゅうり	: セル成型接ぎ木苗利用、養液土耕、選果機、出荷規格の簡素化、省力品種の導入
いちご	: 養液栽培、無人防除機、天敵利用
カーネーション	: 灌水同時施肥(養液土耕)栽培、無人防除機、選花機、長期切り作型、疎植栽培、ヒートポンプ
トルコギキョウ	: オリジナル品種の導入、冷房育苗(土耕)栽培、無人防除機、作型分化、共同育苗
アルストロメリア	: 新品種の導入、地中冷却技術、無人防除機、茎切断機、かん水同時施肥、ヒートポンプ
シクラメン	: F1品種の導入、補完品種の導入、エプアンドフロー給水装置、ムービングベンチシステム、自動移植機
シンビジウム	: 新品種の導入、仕立て法の工夫、栽培期間3年、エプアンドフロー給水装置、ムービングベンチシステム
キク	: 露地・施設二期作栽培、直挿し栽培、選花機、乗用型防除機、植調剤利用
リンドウ	: 施設栽培の導入、オリジナル新品種の導入、品種組み合わせ、乗用型防除機、選花機、耕耘同時畝立て同時施肥マルチ機の導入
えのきたけ	: 大口径ピン、加工向け・業務向け生産、培養センター利用栽培、作業自動化、1株包装
ぶなしめじ	: 高生産性培地の利用、加工向け・業務向け生産、作業時間短縮、1株包装、作業自動化
酪農	: フリーストール方式、通年サイレージ給与、TMR技術、牛群検定・牛群ドック
肉専用	: パイプハウス畜舎、高能力種雄牛の活用、育種価に基づく優良肥育素牛の選定・導入
交雑種肥育	: パイプハウス畜舎、優良肥育素牛の選定・導入
養豚	: 一貫経営、優良系統豚の活用
かき	: 干し柿生産、加工作業の機械化
うめ	: 加工専用栽培、機械収穫
アスパラガス	: 半促成長期どり作型、複合作目の導入、防除機の導入
集落営農	: 大型機械化作業体系

区 分	方 針
夏秋いちご	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養液栽培の導入による高単収・省力化・高品質栽培を推進</li> <li>・優良品種の導入による可販率の向上</li> <li>・天敵等IPM技術の導入による減農薬、省力化の推進</li> </ul>
キク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開花調節技術や品種の組み合わせによる需要期(8月盆、9月彼岸等)出荷の推進</li> <li>・業務用コギク・洋マムの生産拡大</li> <li>・量販向けパック花等用途別生産の推進</li> <li>・定植機や選花機等の導入による規模拡大の推進</li> </ul>
カーネーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間冷房、循環扇等の活用による高収量化、高品質化を推進</li> <li>・仕立て法の見直し等による秋期生産量の増加</li> <li>・実需者の用途に合わせた品種選定及び作型設定</li> </ul>
トルコギキョウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高い需要が期待できる秋期の生産量の増加(9月下旬～11月)</li> <li>・用途に応じた品種選定及び栽培技術の確立</li> <li>・連作障害に対応する土壌病害対策と土づくりの推進</li> </ul>
アルストロメリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低温期における二酸化炭素施用による高収量化、高品質化の推進</li> <li>・新品種の導入に対応した栽培管理技術の確立</li> <li>・夏期出荷の需要に応じた品種選定と茎葉管理技術</li> </ul>
シクラメン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小鉢化に対応した肥培管理等生産技術の確立</li> <li>・新品種の積極的な導入</li> <li>・品目の組み合わせによる施設の効率利用</li> </ul>
えのきたけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・きのご経営体の経営管理力の強化</li> <li>・生産量に見合った雇用労働力の調整を推進</li> <li>・LED照明等による生産コストの一層の削減</li> <li>・異物混入の防止対策の徹底</li> </ul>
ぶなしめじ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・きのご経営体の経営管理力の強化</li> <li>・LED照明や高生産性培地の導入等による生産コストの一層の削減</li> <li>・異物混入の防止対策の徹底</li> </ul>
乳用牛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搾乳ロボットやICT等の導入による経営規模の拡大と生産性向上の推進</li> <li>・性別別精液の利用促進による計画的な後継牛生産と受精卵を活用した和牛生産増加による経営安定の推進</li> <li>・血液検査、健康チェック及び乳質改善指導による繁殖性や産乳性の向上</li> <li>・公共牧場の機能強化による放牧メリットの向上</li> </ul>
肉用牛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTを活用した繁殖管理システム導入による飼養管理改善による生産性の向上</li> <li>・DNA情報の活用によるスペシャル繁殖牛の増産</li> <li>・新基準を導入した新たな生産農場の認定拡大による信州プレミアム牛肉の増産</li> </ul>
豚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループシステムやマルチプルサイトシステムの導入による飼養管理の省力化と子豚の育成率の改善</li> <li>・多産系種豚の導入及び母豚の空胎日数減少による生産性の向上</li> <li>・子豚育成期の疾病対策と母豚の健康維持による子豚死亡率の低下</li> <li>・飼料用米利用による低コストで特色ある豚肉生産の推進</li> </ul>
鶏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高病原性鳥インフルエンザの侵入防止の徹底</li> <li>・ヒナの育成管理の徹底による信州黄金シャモの安定生産の推進</li> <li>・飼料用米の活用など低コスト化と付加価値化の推進</li> </ul>

農業 関連 事業 部門 の展 開方 向例	NO	区 分	内 容	年間所得	備 考
	1	観光農園経営	観光農園(いちご等) 直売施設1棟	2,000千円 程度	
	2	漬物共同加工経営	野菜、きのこ等加工 加工処理施設1棟		加工処理施設は共同
	3	農産物直売経営	果樹、野菜、きのこ、加工品等 直売施設1棟		施設直売と産地直送
	4	ふれあい牧場経営	牛肉、牛乳等の直売・提供 畜産物・直売提供施設1棟		
	5	農家民宿	農村での暮らしの提供、農作業体験、宿泊 宿泊棟・農作業体験棟		

注1) 長野県農業経営指標(平成28年版)を参考とした。

(単位:人、千円)

環境保 全型農 業への 取組事 例	営農類型	面積 規模	品目構成	労働力		年間所得		備 考
				基幹	補助	1人	経営体	
	水稲+小麦+大豆	15ha	水稲9ha、小麦6ha、大豆6ha	1.0	1.5	5,300	9,400	
	野菜類複合	3ha	少量多品目栽培(有機栽培)	1.0	2.0	5,300	9,000	

注1) 生産過程等における化学合成農薬の使用回数(有効成分カウント)及び化学肥料の使用量(窒素成分量)がいずれも地域で慣行的に行われている使用量のおおむね50%以下の栽培を前提とした。

注2) 長野県農業経営指標(平成28年版)と環境保全型農業(稲作)推進農家の経営分析事例集および有機農業民間技術事例調査の野菜経営の事例を用いて算出した。

経営類 型の補 完品目	夏 季	品 目	前 提 条 件	年間所得 (千円)	備 考
		ホウレンソウ	作型:雨よけ 播種期:7月上旬~8月上旬 収穫期:8月上旬~9月上旬 栽培面積:20a 労働力:1.5	729	20aを4回に分けて(7/上~8/上)は種。
		アスパラガス	作型:露地長期取り 収穫期:4月下旬~10月上旬 栽培面積:30a 労働力:1.5	1,855	
		ネギ	作型:早春蒔き(ハウス育苗) 播種期:2月上旬~3月中旬 収穫期:9月上旬~12月上旬 栽培面積:30a 労働力:1.5	1,257	
		ジュース用トマト	作型:露地 播種期:5月上旬 収穫期:8月上旬~9月中旬 栽培面積:30a 労働力:2.0	481	
冬 季	ホウレンソウ	作型:ハウス 播種期:12月上旬~2月上旬 収穫期:1月下旬~4月上旬 栽培面積:20a 労働力:1.0	534	20aを8回に分けて(12/上~2/上)は種。	

注1) 長野県農業経営指標(平成28年版)を参考とした。

農業 関連 事業 部門 の展 開方 向例	NO	区 分	内 容	年間所得	備 考
	1	観光農園経営	観光農園(いちご等) 直売施設1棟	2,000千円 程度	
	2	漬物共同加工経営	野菜、きのこ等加工 加工処理施設1棟		加工処理施設は共同
	3	農産物直売経営	果樹、野菜、きのこ、加工品等 直売施設1棟		施設直売と産地直送
	4	ふれあい牧場経営	牛肉、牛乳等の直売・提供 畜産物・直売提供施設1棟		
	5	農家民宿	農村での暮らしの提供、農作業体験、宿泊 宿泊棟・農作業体験棟		前回新

注1) 長野県農業経営指標(平成21年6月)値を参考とした。

参考1: 環境保全型農業への取り組み事例 (単位: a (ha)、人、千円)

NO	営農類型	面積 規模	品目構成	労働力		年間所得		備 考
				基幹	補助	1人	経営体	
参1	水稲+小麦+大豆	15ha	水稲9ha、小麦6ha、大豆6ha	1.0	1.5	5,000	7,560	
参2	野菜類複合	3ha	少量多品目栽培(有機栽培)	1.0	2.0	5,000	6,900	

注1) 生産過程等における化学合成農薬の使用回数(有効成分カウント)及び化学肥料の使用量(窒素成分量)がいずれも地域で慣行的に行われている使用量のおおむね50%以下の栽培を前提とした。

注2) 長野県農業経営指標(平成21年6月)と環境保全型農業(稲作)推進農家の経営分析事例集および有機農業民間技術事例調査の野菜経営の事例を用いて算出した。

参考2: 経営類型に追加できる品目例 (単位: a (ha)、人、千円)

経営類 型の補 完品目	夏 季	品 目	前 提 条 件	年間所得 経営体	備 考
		ホウレンソウ	作型:雨よけ 播種期:7月上旬~8月上旬 収穫期:8月上旬~9月上旬 栽培面積:20a 労働力:1.5	729	20aを4回(7/上~8/上)は種、生育期間30日とし、収穫は8/上~9/上、家族労働のみを前提として20a分全体を1/2とし10a当たりとし、これを旬ごとに労働時間を割り振った
		アスパラガス	作型:露地長期取り 収穫期:4月下旬~10月上旬 栽培面積:30a 労働力:1.5	1,855	
		ネギ	作型:早春蒔き(ハウス育苗) 播種期:2月上旬~3月中旬 収穫期:9月上旬~12月上旬 栽培面積:30a 労働力:1.5	1,257	
		ジュース用トマト	作型:露地 播種期:5月上旬 収穫期:8月上旬~9月中旬 栽培面積:30a 労働力:2.0	481	
冬 季	ホウレンソウ	作型:ハウス 播種期:12月上旬~2月上旬 収穫期:1月下旬~4月上旬 栽培面積:20a 労働力:1.0	534	20aを8回(12/上~2/上)は種、生育期間60~70日とし、収穫は1/下~4/上、家族労働のみを前提として20a分全体を1/2とし10a当たりとし、これを旬ごとに労働時間を割り振った	

注1) 長野県農業経営指標(平成21年6月)値を参考とした。

注2) 営農類型に応じて品目や栽培作型・面積を組み合わせ、目標の所得の確保を図る。

注3) 追加品目で特に必要となる減価償却資産以外は、基本類型の中のものを使用することとし、本計算には含まない。

注4) 年間所得の( )内は10a当たり所得金額



## 第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき 農業経営の基本的指標

(「経営体の所得目標」については p 8 に統合)

### 1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

#### (1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、これまでの本県における青年等就農計画の認定実績等を勘案し、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項に基づいて進めます。

#### (2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図ります。また、栽培技術の向上等による生産性の向上をはじめ、企業的な経営感覚の習得や経営手法の導入等による経営安定を促進し、青年等の育成を推進します。

#### (3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間年間総労働時間(2,000時間)の実現を目指します。

また、農業法人等に就業しようとする青年等の場合、法人等就業5年後に、その農業法人等の業務の一定の役割を担い、就業時の農業従事日数は、年間150日以上を目指すものとします。

## 第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

### 1 経営体の所得目標

本指標は、地域の優良事例を踏まえつつ、現時点で見込まれる技術水準と現行価格水準に基づいて主要な営農類型別の経営指標を示したものである。

青年等が新たに就農した場合は、経営開始時の経営リスクが大きく、特に親から独立して経営を開始する者及び非農家からの新規参入者にとっては、経済的な負担が非常に大きいものがある。

このため、青年等の就農時における農業経営の目標は、前記「第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」で示した農業経営の目標と、生産技術及び経営管理能力に見合った経営規模、就農時の生活に関する所得水準等を勘案し、年間農業所得を250万円程度とする。

### 2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

#### (1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、これまでの本県における青年等就農計画の認定実績等を勘案し、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項に基づいて進める。

#### (2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図る。また、栽培技術の向上等による生産性の向上を始め、企業的な経営感覚の習得や経営手法の導入等による経営安定を促進し、青年等の育成を推進する。

#### (3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間年間総労働時間(1,900～2,100時間)の実現を目指す。

また、農業法人等に就業しようとする青年等の場合、法人等就業5年後に、その農業法人等の業務の一定の役割を担い、就業時の農業従事日数は、年間150日以上とする。

2 農業経営の指標 (新規就農計画)

(単位: a、人、千円)

NO	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	水稲+野菜(ミニトマト+ズッキーニ)	360a	水稲 320a、ミニトマト 30a、ズッキーニ 10a	1.0	1.0	2,500	3,600	水稲は、基幹作業の外部委託を活用し、過剰な施設機械を取得しない
2	水稲+野菜(アスパラガス+ジュース用トマト)	380a	水稲 300a、アスパラガス(半促・長期) 40a、ジュース用トマト 40a	1.0	1.0	2,500	3,400	
3	水稲+果樹(干し柿)	300a	水稲 260a、市田柿 40a	1.0	1.0	2,500	3,100	
4	果樹(りんご専作)	100a	シナソルト 30a、シナソルト 20a、ふじ 50a	1.0	1.0	2,600	2,900	新わい化
5	果樹(ぶどう専作)	60a	無核巨峰 20a、カガハブル 10a、シャインマスカット 30a、	1.0	1.0	2,500	3,000	
6	果樹複合(りんご+ぶどう)	60a	シナソルト 10a、ふじ 30a、無核巨峰 10a、カガハブル 5a、シャインマスカット 5a	1.0	1.0	2,500	2,900	りんごは新わい化
7	果樹複合(りんご+もも)	80a	シナソルト 20a、ふじ 40a、あかつき 10a、川中島白桃 10a	1.0	1.0	2,500	3,000	りんごは新わい化
8	果樹・野菜複合(干し柿+アスパラガス)	60a	干し柿 40a、アスパラガス(半促成) 20a	1.0	1.0	2,500	3,200	
9	野菜(夏秋いちご専作)	20a	夏秋イチゴ(高設) 20a	1.0	1.0	2,600	3,300	
10	野菜(すいか専作)	160a	すいか 160a	1.0	1.0	2,600	3,500	
11	野菜複合(トマト+きゅうり)	30a	トマト(雨よけ) 20a、きゅうり(夏秋) 10a	1.0	1.0	2,500	3,500	
12	野菜複合(葉野菜)	300a	レタス 180a、はくさい 20a、キャベツ 100a	1.0	1.0	2,500	3,400	
13	野菜複合(ブロッコリー+リーフレタス+ほうれんそう)	190a	ブロッコリー(初夏まき) 50a、リーフレタス 70a、ホレンソウ(雨よけ) 70a	1.0	1.0	2,500	3,500	ホレンソウは20aを3.5回転
14	花き(きく施設+露地)	55a	施設(7・8月出荷 15a、9・10月出荷 15a)、露地(9月出荷 25a)	1.0	1.0	2,500	3,700	
15	花き(トルコギキョウ+ストック)	35a	トルコギキョウ(普通) 20a、ストック 15a	1.0	1.5	2,500	3,600	
16	繁殖和牛	200a	繁殖和牛 15頭、ソルガム 100a、牧草 100a	1.0	1.0	2,500	3,600	

新規参入者・親とは別部門を開始する者の誘導方向

新規参入者・親とは別部門を開始する者に対しては下記の事項を誘導することを基本とし、必要により各機関が連携して支援を実施するよう努めます。

1 施設・機械投資の低減

- ・新規参入者の場合は、作業スペースや農機具保管場所のある空き農家住宅等を確保します。
- ・やむを得ず、作業場や農機具庫を新設する場合は、パイプハウス等の活用により初期投資を低減します。
- ・施設園芸のハウス等は、遊休ハウスの確保、中古部材の購入、自力施工等により設置費用低減を図ります。
- ・新規に果樹を志向する場合は、経営撤退者等から成園地が借用できるような努めます。
- ・新規に畜産を志向する場合は、経営撤退者からの施設・機械・家畜を含めた譲り受けが望ましいです。
- ・中古農機具、中古車両の積極的な活用により投資額の低減に努めます。
- ・融資により施設機械等を取得する場合には、堅実な経営計画及び資金繰り計画を樹立し、過剰な借入とならないよう配慮します。

2 経営管理及び生産方式

経営管理及び生産方式は、第2の2に準じますが、就農前の研修等で修得した基本技術に基づき、適期適作業の確実な実行により生産量や品質の確保が図れるよう指導します。

注1) 本指標は、長野県農業経営指標(平成28年版)を参考として設定しました

3 農業経営指標 (新規就農計画)

(単位: a、人、千円)

NO	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	野菜(ミニトマト+ズッキーニ)+水稲	360a	ミニトマト 30a、ズッキーニ 10a、水稲 320a	1.0	1.0	2,500	3,600	水稲は、基幹作業の外部委託を活用し、過剰な施設機械を取得しない
2	野菜(アスパラガス+ジュース用トマト)+水稲	380a	アスパラガス(半促・長期) 40a、ジュース用トマト 40a、水稲 300a	1.0	1.0	2,500	3,400	
3	野菜(キャベツ+ジュース用トマト)+水稲	580a	キャベツ 300a、ジュース用トマト 30a、水稲 250a	1.0	1.0	2,500	3,500	
4	果樹(もも+りんご)+水稲	150a	あかつき 20a、川中島白桃 20a、シナソルト 20a、ふじ 20a、水稲 70a	1.0	1.0	2,500	3,100	
5	果樹(干し柿)+水稲	300a	市田柿 40a、水稲 260a	1.0	1.0	2,500	3,100	
6	果樹(りんご専作)	100a	つがる 30a、シナソルト 20a、ふじ 50a	1.0	1.0	2,600	2,900	新わい化
7	果樹(ぶどう専作)	60a	無核巨峰 20a、カガハブル 10a、ビネネ 10a、シャインマスカット 10a、露地巨峰 10a	1.0	1.0	2,500	3,000	
8	果樹複合(りんご+ぶどう)	60a	シナソルト 10a、ふじ 30a、無核巨峰 10a、カガハブル 5a、シャインマスカット 5a	1.0	1.0	2,500	2,900	りんごは新わい化
9	果樹複合(りんご+もも+ブルーベリー)	100a	つがる 20a、シナソルト 20a、ふじ 40a、白鳳 10a、ブルーベリー 10a	1.0	1.0	2,500	3,000	りんごは新わい化
10	果樹・野菜複合(ぶどう+アスパラガス)	75a	無核巨峰 30a、カガハブル 15a、シャインマスカット 10a、アスパラガス(半促成) 20a	1.0	1.0	2,500	3,200	アスパラは5/中で収穫を切り上げる
11	果樹・野菜複合(りんご+ミニトマト)	95a	つがる 20a、シナソルト 30a、ふじ 40a、ミニトマト 5a	1.0	1.0	2,600	3,200	りんごは新わい化
12	野菜(夏秋いちご専作)	20a	夏秋イチゴ(高設) 20a	1.0	1.0	2,600	3,300	
13	野菜(すいか専作)	160a	すいか 160a	1.0	1.0	2,600	3,500	
14	野菜複合(トマト+きゅうり)	55a	トマト(雨よけ) 15a、きゅうり(半促成 20a→抑制 20a)	1.0	1.0	2,500	3,500	
15	野菜複合(ミニトマト+リーフレタス)	140a	ミニトマト 20a、リーフレタス 120a	1.0	1.0	2,500	3,400	
16	野菜複合(トマト+ズッキーニ+ブロッコリー+ほうれんそう)	70a	トマト(雨よけ) 20a、ズッキーニ 10a、ジュース用トマト 20a、ホレンソウ(冬作) 20a	1.0	1.0	2,500	3,300	
17	野菜複合(ミニトマト+きゅうり+ほうれんそう)	65a	ミニトマト 15a、きゅうり(半促成 20a→抑制 20a)、ホレンソウ(冬作) 10a	1.0	1.0	2,500	3,800	
18	野菜複合(リーフレタス+キャベツ)	290a	リーフレタス 70a、キャベツ 300a	1.0	1.0	2,600	3,600	
19	野菜複合(ブロッコリー+リーフレタス+ほうれんそう)	190a	ブロッコリー(初夏まき) 50a、リーフレタス 70a、ホレンソウ(雨よけ) 70a	1.0	1.0	2,500	3,500	ホレンソウは20aハウスを3.5回転
20	花き(きく施設+露地)	55a	施設(7・8月出荷 15a、9・10月出荷 15a)、露地(9月出荷 25a)	1.0	1.0	2,500	3,700	
21	花き(トルコギキョウ+ランチュラス)	40a	トルコギキョウ(普通 5a、抑制 20a)、ランチュラス 15a	1.0	1.5	2,500	3,600	
22	繁殖和牛	32頭	繁殖和牛 32頭、ソルガム 100a、牧草 100a	1.0	1.0	2,500	2,600	

新規参入者・親とは別部門を開始する者の誘導方向

新規参入者・親とは別部門を開始する者に対しては下記の事項を誘導することを基本とし、必要により各機関が連携して支援を実施するよう努める。

1 施設・機械投資の低減

- ・新規参入者の場合は、作業スペースや農機具保管場所のある空き農家住宅等を確保する。
- ・やむを得ず、作業場や農機具庫を新設する場合は、パイプハウス等の活用により初期投資を低減する。
- ・施設園芸のハウス等は、遊休ハウスの確保、中古部材の購入、自力施工等により設置費用低減を図る。
- ・新規に果樹を志向する場合は、経営撤退者等から成園地が借用できるよう努める。
- ・新規に畜産を志向する場合は、経営撤退者からの施設・機械・家畜を含めた譲り受け形式が望ましい。
- ・中古農機具、中古車両の積極的な活用により投資額の低減に努める。
- ・融資により施設機械等を取得する場合には、堅実な経営計画及び資金繰り計画を樹立し、過剰な借入とならないよう配慮する。

2 経営管理及び生産技術

経営発展の方向性や生産方式は、第1の4の(2)及び第2の3に準ずるが、就農前の研修等で修得した基本技術に基づき、適期適作業の確実な実行により生産量や品質の確保が図れるよう指導する。

注1) 本指標は、長野県農業経営指標(平成21年6月)値を参考として設定した

### 第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

#### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」は、次に掲げるとおりです。なお、目標年次は令和10年とし、集積面積には基幹的農作業（水稲については耕起・代かき、田植え、収穫、その他作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含みます。

農業地帯区分	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
都市近郊地帯	55%
水田地帯	70
園芸地帯	60
山間農村地帯	35
県全体	60%

市町村別の地帯区分については、別表のとおりです。ただし、広域の合併が進んでおり単一の地帯とみなすことが適当でない市町村においては、地域ごとに営農実態に合わせた集積目標を設定することが望ましいです。

#### 2 地帯区別の集積促進について

##### (1) 都市近郊地帯

この地帯は、混住化等都市化の影響が著しい地帯であり、経営規模が小さく自給的農家率が高いです。

今後は、計画的な土地利用調整を進め、集団的な優良農地の確保に努めるとともに、消費地に近いという特性を生かした個別経営体による果樹・野菜・花き等の振興、農作業受託体制の整備による農用地の利用集積の促進を図ります。

##### (2) 水田地帯

この地帯は、兼業化が進んでいるものの、経営規模が比較的大きく、農用地の流動化や農作業受託は県下で最も進んでいる地帯です。

今後は、個別経営体・組織経営体による土地利用型の大規模複合経営の育成による収益性の高い水田農業経営の確立を図ることとし、地域の実情に応じて麦・大豆・飼料作物の生産や園芸作物の作付けを促進するとともに、農用地の流動化や農作業受託の一層の推進により、水田の有効活用と経営の合理化を

### 第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

#### 1 効率的経営体の農用地利用面積シェアの目標

効率的経営体が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標は、次に掲げる程度とする。

地帯区分	効率的経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標
都市近郊地帯	55%程度
水田地帯	70
園芸地帯	60
山間農村地帯	35
県全体	60%程度

(注) 1 効率的経営体が地域の農用地の利用に占める面積には、基幹的農作業（水稲については耕起・代かき、田植え、収穫、その他作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。  
2 目標年次は平成34年とする。

#### 2 農地流動化の目標

効率的経営体が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標を達成するためには、現在の1.7倍程度の農用地の流動化と、一層の農作業受委託の推進を図る必要がある。

近年は、農用地の流動化が全体的に伸び悩み傾向にあり、地帯別にみると、水田地帯では順調に増加しているものの都市近郊地帯、園芸地帯では増加率が低く、山間農村地帯では担い手の不足等により頭打ちの状態となっていることから、さらに積極的な取り組みが必要である。

このため、受け手となる効率的経営体の育成及び集落等を基礎とした営農組織等の育成とこれらの者への利用集積を推進する必要がある。

#### 3 農用地の面的にまとまった形での利用集積についての目標

効率的経営体の生産性の向上、経営の効率化や規模拡大を図るためには、面的にまとまった形での農用地の利用を確保することが重要である。

このため、関係機関の連携と役割分担による農用地の利用調整機能の充実・強化を図り、利用権設定等促進事業、農地中間管理事業及び農地利用集積円滑化事業等による農用地の面的集積の促進に努めるものとする。

図ります。

また、兼業化の進行等により当面十分な中核的経営体の確保・育成が困難な地域にあつては、実情に応じて効率的な規模等を前提に集落を基礎とした営農組織の育成と法人化を進めます。

### (3) 園芸地帯

この地帯は、果樹・野菜・きのこ・花き等多様な品目の産地が形成されています。

今後とも、個別経営体の規模拡大と経営の効率化や新規就農者の確保を図るとともに、遊休施設の活用や、円滑な経営の継承を促進し、産地の維持・拡大に努めます。

また、畜産、稲作等を含めた部門・作目間の補完関係の強化、周辺住民の参画を含めた労働力補完体制などを整え、地域農業の複合化及び経営間・地域内労働力の活用を促進します。

### (4) 山間農村地帯

この地帯は、農業生産条件に恵まれていない地域が多く、経営規模が零細であるほか、農業従事者の減少と高齢化が進み遊休農地が増加するなど、農業構造の脆弱化が進んでいます。

今後は、地域の特色を生かした新規参入者等の担い手の確保対策や、標高差等の地域の立地条件を生かした特徴ある農業の振興、地域特産物、観光資源等を活用した農産物加工・観光農園・農家民宿等6次産業化による付加価値の高い農業の展開を図ります。

また、中山間地域等直接支払制度等の活用により遊休農地の発生を防止するとともに、担い手が確保されるまでの間、農用地と農業生産を維持するための市町村が出資する第3セクターや農業協同組合が出資する農業法人、農地利用集積円滑化団体等による支援体制の整備を図ります。

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

### 1 農業経営基盤強化促進事業の推進方針

長野県農業再生協議会を中心として関係機関・団体が連携した指導体制と事業推進体制を整備し、人・農地プランの実践を通じて、力強い農業構造を創るための取り組みの活動を支援・助長するとともに、利用権設定等促進事業や農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業など農業経営基盤の強化の促進のための措置を総合的に講じていきます。

実施に当たっては、これらの措置が中核的経営体の育成に効果的に結びつくよう、農業経営改善計画認定制度・青年等就農計画認定制度の一層の普及・推進を図るとともに、農用地の利用集積その他の支援措置を集中的かつ重点的に実施するものとします。

#### (1) 利用権設定等促進事業

利用権設定等促進事業については、市町村が主体となって、各地域の特性を踏まえた営農類型に即した中核的経営体の育成と地域全体の農業の発展が図られるよう適切な運用を図るとともに、農用地利用改善団体等が行う調整活動を営農支援センター（地域農業再生協議会）が支援し、中核的経営体への農用地の利用集積を推進します。

また、農業委員会等は、あっせん活動等の推進を通じて農地情報の収集管理及び農用地利用集積計画作成への参画等に取り組むものとし、農業協同組合及び土地改良区等は、農用地利用集積計画作成申し出制度を活用する等営農支援センター（地域農業再生協議会）の構成機関それぞれが協力して本事業の円滑な推進を図るものとします。

#### (2) 農地中間管理事業の実施を促進する事業

農地中間管理事業の実施を促進する事業については、市町村が主体となって、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体や関係機関・団体との連携を図り実施するとともに、制度の普及・啓発、農地流動化情報の把握・提供等に努め、農地中間管理事業と農地利用集積円滑化事業の一体的な推進を図るものとします。

#### (3) 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業

農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、市町村が中心となって、農地利用集積円滑化団体や関係機関・団体との連携を図り、市町村、農業委員会、農業協同組合等関係機関の機能を活かした役割分担により、中核

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

### 1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的事項

長野県農業再生協議会を中心として関係機関・団体が連携した指導体制と事業推進体制を整備し、地域農業マスタープランの実践を通じて、力強い農業構造を創るための取り組みの活動を支援・助長するとともに、利用権設定等促進事業や農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業等農業経営基盤の強化の促進のための措置を総合的に講じていくものとする。

実施に当たっては、これらの措置が効率的経営体の育成に効果的に結びつくよう、農業経営改善計画認定制度の一層の普及・推進を図るとともに、農用地の利用集積その他の支援措置を集中的かつ重点的に実施するものとする。

なお、認定農業者のうち、農業経営改善計画の期間を了する者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

#### (1) 利用権設定等促進事業

利用権設定等促進事業については、市町村が主体となって、各地域の特性を踏まえた営農類型に即した効率的経営体の育成と地域全体の農業の発展が図られるよう適切な運用を図るとともに、農用地利用改善団体等が行う調整活動を営農支援センター（地域農業再生協議会）が支援し、認定農業者等担い手経営体への農用地の利用集積を推進する。

また、農業委員会系統組織は、あっせん活動等の推進を通じて農地情報の収集管理及び農用地利用集積計画作成への参画等に取り組むものとし、農業協同組合及び土地改良区等は、農用地利用集積計画作成申し出制度を活用する等営農支援センター（地域農業再生協議会）の構成機関それぞれが協力して本事業の円滑な推進を図るものとする。

#### (2) 農地中間管理事業の実施を促進する事業

農地中間管理事業の実施を促進する事業については、市町村が主体となって、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体や関係機関・団体との連携を図るとともに、制度の普及・啓発、農地流動化情報の把握・提供等に努め、農地中間管理事業と農地利用集積円滑化事業の一体的な推進を図るものとする。

#### (3) 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業

農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、市町村が中心となって、農地利用集積円滑化団体や関係機関・団体との連携を図り、市町村、農業委員会、農業協同組合等関係機関の機能を活かした役割分担により、認定農業者等担い手経営体への農用地の面的な集積の円滑な促進に努めるものとする。

#### (4) 農用地利用改善事業

農用地利用改善事業については、地域の話し合いによる合意形成を通じて、認定農業者等担い手経営体への農用地利用の集積を進めるため、土地利用型農業が主である集落で、認定農業者等担い手経営体の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落について、営農支援センター（地域農業再生協議会）との連携を図りつつ、営農組織の育成や農用地利用改善団体の設立を目指すとともに、認定農業者等担い手経営体への農用地の利用集積や作付地の集団化及び機械・施設の共同利用等の自主的な取り組みを促進する。

特に、十分な効率的経営体の確保・育成が当面困難な地域にあつては、多様な農業者が参画して農作

的経営体への農用地の面的な集積の円滑な促進に努めるものとします。

#### (4) 農用地利用改善事業

農用地利用改善事業については、地域の話し合いによる合意形成を通じて、中核的経営体への農用地利用の集積を進めるため、土地利用型農業が主である集落で、中核的経営体の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落について、営農支援センター（地域農業再生協議会）との連携を図りつつ、営農組織の育成や農用地利用改善団体の設立を目指すとともに、中核的経営体への農用地の利用集積や作付地の集団化及び機械・施設の共同利用等の自主的な取り組みを促進します。

特に、十分な中核的経営体の確保・育成が当面困難な地域にあっては、多様な農業者が参画して農作業等を補完して営農する体制等、効率的な規模等を前提に集落を基礎とした営農組織を育成し、当該組織の特定農業団体の設立及び特定農業法人化を進めます。

業等を補完して営農する体制等、効率的な規模等を前提に集落を基礎とした営農組織を育成し、当該組織の特定農業団体の設立及び特定農業法人化を進める。

#### (5) 農作業受委託促進事業

農作業受委託促進事業については、農業協同組合系統組織が主体となって、適正な作業料金設定の促進、受委託希望者の意向に基づいた農作業のあっせんを行うとともに、組織的な農作業受委託の体制整備と受委託農地の集団化を促進する。

具体的には、委託農家の営農意向に配慮しつつ、部分作業委託から全面委託・利用権設定への移行を誘導するほか、作業受託農業者の組織化、法人化を推進し、農作業規模の拡大や労働力配分及び機械利用の効率化等による経営基盤の強化を促進する。

#### (6) 効率的経営体を担う人材の育成を促進する事業

効率的経営体を担う人材の育成を促進する事業については、市町村、農業協同組合等が新規就農者の確保目標を明確化し、農業改良普及センター、農業委員会、及び農地利用集積円滑化団体と連携して、新規就農者を確保するとともに、体系的な研修の実施、利用権設定等促進事業の推進、長野県農業担い手育成基金や制度資金の活用等を通じて、農業技術の向上や農用地の円滑な取得等の就農環境の整備を図る。

#### (7) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事項

##### ア 農業経営改善への支援・指導

自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成やその達成のために行う生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の様態の改善等を促進するため、経営指導や法人の設立・運営指導等を担当する者の養成に努めるとともに、農業改良普及事業や営農指導事業を通じた技術・経営指導活動等を重点的に推進する。

なお、農業経営改善計画の有効期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、現行計画の実践結果の点検・検証と新たな計画作成への支援を重点的に行う。

また、農業者の意向を基本として熟度の高い個別経営体と組織経営体の法人化を促進するため、県段階・市町村段階の農業法人育成支援体制の整備・強化を図る。

##### イ 優良農用地の確保対策

非農業的土地需要にも適切に対応しつつ、集団的な優良農用地を将来にわたって安定的に確保するため、農業振興地域整備計画の適切な管理と農地法の適正な運用等に努め、秩序ある計画的な土地利用を推進する。

##### ウ ほ場条件整備の推進

長野県土地改良長期計画に基づきほ場条件の整備等を着実に推進し、農業の生産性向上を図るとともに、事業を契機とした利用権の設定や作業受委託農地の集団化を促進する。

##### エ 関連事業の推進

担い手育成関連の補助事業や制度資金等の効果的な活用を通じて、効率的経営体の生産基盤の整備を促進するとともに、経営安定対策、流通の合理化、農産加工の振興及び生活環境の整備等を総合的に推進する。

特に、規模拡大と専作化に対応した雇用労働力の安定的確保を図るため、高齢農業者及び兼業農家等の余剰労働力の活用、作目間の調整、広域的な調整及び関連産業等との連携等の取り組みを促進する。

## 2 青年等の就農促進の推進方策

県内就農情報の総合的な発信や、Iターン・Uターン者の誘致に積極的に取り組む市町村・JA等への重点的な支援などにより、新規就農者の確保を促進します。また、地域段階の研修体制や支援体制の充実を図り、親元就農者による経営の継承や新規参入者の就農後の技術力・経営力の向上を支援します。

### (1) 円滑な経営継承への支援

生産基盤を持ち早期に経営安定が可能な親元就農者に対し、先進農業者の魅力を動画等で発信し就農意欲の向上につなげるなど円滑な就農を支援します。また、家族経営体における第三者継承や農業法人経営体における次代の経営者への円滑な経営継承に対する支援について検討を進めます。

### (2) 教育委員会等と連携した若者の将来の就農に向けた支援

農業高校生等を対象とした説明会の開催やキャリアアップに向けた指導等を、学校、地域、農業団体等と連携して行うとともに、かっこいい農業者像などを子ども達に向けて発信し、将来の就農に向けた意欲の向上と定着を図ります。

### (3) ステップアップ方式による新規参入希望者に対する就農支援

市町村・JA等と連携し、就農相談から体験・研修、就農までをステップアップ方式で支援することにより新規参入者の定着と技術力・経営力の速やかな向上を図ります。

また、「デジタル農活信州（情報発信システム）」の活用などにより、新規参入希望者に向けた地域情報、支援制度など市町村・JA等からの情報を県が総合的に発信します。

加えて、市町村・JAによる新規参入者の確保目標の明確化や支援体制の充実を図るとともに、対象を明確にした相談会（品目ごと、女性対象等）の開催等により新規参入者を確保します。

あわせて、市町村・JA等関係機関との連携と役割分担により、就農計画の作成、技術習得や農地、機械・施設、住宅、資金の確保等、地域での円滑な就農を支援します。

### (4) 市町村・JA等と連携した研修体制等の充実

Uターン者や新規参入者が実践的な就農研修を行えるように、市町村・JA等と連携して、新規就農里親研修の充実を図るとともに、市町村やJA出資法

### (8) 新たに農業経営を営もうとする青年等の就農促進に向けた取組

#### ア 就農意欲の醸成に向けた取組

就学段階にある児童及び生徒を対象に、農業に対する興味や理解を深め、職業として農業を選択するよう学校教育と連携を取り、農業体験及び農家実習等の事業を行い就農意欲の高揚を図る。

農家の後継者等を対象に、就農の可能性のある者を就農候補者として位置付け、その状況を具体的に把握するとともに、就農相談活動を積極的に実施するほか、後継者の就農意欲が高まるよう生産基盤及び生活環境の整備を推進する。

就農希望者に対し、本県農業の魅力を積極的に伝えていくため、様々なメディアを経由したPR活動を行うとともに、ホームページなどを活用し、若者に向けて積極的に情報発信するとともに、県内の農業高校生、大学生等を対象とした就農相談会を実施すること等により、就農希望者からの相談に対応する。

#### イ 就農希望者に対する情報提供

他産業等からの意欲ある就農希望者等を対象に、県内の就農情報の一元的な発信をするとともに、就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供や就農相談会の開催、栽培技術や経営手法等の農業経営に関する情報の提供を行うなど、関係機関・団体との連携と役割分担により、地域での円滑な就農を推進する。

また、最近の就農形態は、従来の自家農業を継承するといった形態だけでなく、農業生産法人等へ雇用就農するなど就農形態が多様化してきていることから、農業法人等への雇用就農などについて、県内の農業農人協会等と連携し、求人情報の収集と職業の紹介等幅広く新規就農を促進するものとする。

#### ウ 技術習得のための支援

農業経営に必要な栽培技術や経営手法等を実践により習得できる実践農場を県農業大学校に設置するほか、農業教育の拠点として、県農業大学校における教育課程の内容の充実・強化を行う等、栽培技術や農業経営に関する知識の習得の機会を提供する。

#### エ 県内の関係機関の役割分担

- ・ 法第5条に定める青年農業者等育成センターは、公益社団法人長野県農業担い手育成基金（以下「基金」という。）とする。
- ・ 県は、就農計画の認定及び基金の指導監督を行うとともに、就農促進に関わる総合的な連絡調整を行う。
- ・ 農業改良普及センターは、学校教育との連携により、児童・生徒の就農意欲の高揚を図るとともに、新たに就農しようとする青年等に対する相談及び就農計画の作成に関する指導、青年農業者等に対する技術・経営等に関する指導及び情報提供並びに青年等の自主的な組織活動に対する支援等を行う。
- ・ 県農業大学校は、研修教育の中心的機関としての役割を担い、実践的な研修教育を行う。
- ・ 基金は、青年農業者等育成センターとして、就農支援資金の貸付け、新たに就農しようとする青年等に対する情報提供と就農相談、無料職業紹介事業、青年等の就農促進に関する調査及び啓発活動を実施するほか、基金独自の事業として、新規就農者支援事業、担い手育成環境整備事業、担い手候補者確保育成事業等を実施し、青年等の就農促進の総合窓口としての機能を発揮する。
- ・ 長野県農業会議及び農業委員会は、新規参入希望者に対する相談、農用地等に関する情報提供、現地調査、農用地の斡旋等を行うとともに、就農計画の認定制度に該当する者については、その制度の紹介等を行う。
- ・ 長野県農業協同組合中央会及び長野県農業協同組合各連合会並びに農業協同組合は、生産流通等に関する総合的な機能を発揮し青年農業者等の営農に係る総合的な支援を行うとともに、農業制度資金の貸付窓口の



人等が実施するインターン制度などの取組を支援します。

また、新規就農者の就農後の早期経営安定を図るため、研修会の開催等により生産技術及び経営者としてのスキルアップを支援します。

さらに、次代を担う意欲ある新規参入希望者や農業後継者等に対し、研修段階から経営確立まで、関係機関が連携して支援するとともに、必要な資金調達を支援します。

### 3 青年等の就農促進の推進体制

#### (1) 県

就農計画の認定及び基金の指導監督を行うとともに、就農促進に関わる総合的な連絡調整を行います。

#### (2) 農業改良普及センター

学校教育との連携により、児童・生徒の就農意欲の高揚を図るとともに、新たに就農しようとする青年等に対する相談及び就農計画の作成に関する指導、青年農業者等に対する技術・経営等に関する指導及び情報提供並びに青年等の自主的な組織活動に対する支援等を行います。

#### (3) 農業大学校

研修教育の中心的機関としての役割を担い、実践的な研修教育を行います。

#### (4) 公益社団法人長野県農業担い手育成基金

就農支援資金の貸付け、新たに就農しようとする青年等に対する情報提供と就農相談、無料職業紹介事業、青年等の就農促進に関する調査及び啓発活動を実施するほか、基金独自の事業として、親元就農者支援事業、研修費助成事業等を実施し、青年等の就農促進の総合窓口としての機能を発揮します。

#### (5) 農業会議及び農業委員会

新規参入希望者に対する相談、農用地等に関する情報提供、現地調査、農用地の斡旋等を行うとともに、認定新規就農者制度に該当する者については、その制度の紹介等を行います。

#### (6) 農業協同組合等

長野県農業協同組合中央会及び全国農業協同組合連合会長野県本部並びに農業協同組合は、生産流通等に関する総合的な機能を発揮し青年農業者等の営農

役割を果たす。

- ・ (公財)長野県農業開発公社は、新規就農者への農用地の利用集積を進めるとともに、就農初期段階における経費負担の軽減等を図るための支援を行う。
- ・ 市町村は、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合等と連携し、青年等の円滑な就農の促進及び就農後のきめ細かな支援施策等を行う。
- ・ 銀行、信用金庫及び信用協同組合は、農業制度資金の貸付窓口の役割を果たす。
- ・ 長野県農業信用基金協会は、農業協同組合等金融機関が青年農業者等に行う農業制度資金の貸付けに対して債務保証を行い、認定就農者への融資の円滑化を図る。
- ・ 長野県農業経営者協会等関係団体は、新たに就農しようとする青年等の農家研修を積極的に受け入れるとともに、地域における就農前後の青年等に対して適切な助言指導等を行う。

#### オ その他の取組

中長期的な取組として、小中高の各段階の生徒・学生が農業に興味・関心を持てるよう、出前授業、講演会等を開催する。

また、農業が高校生、大学生の進路の選択肢となるよう、農業体験学習を支援する。

#### カ 定着に向けた取組

市町村が策定する「人・農地プラン」に地域の中心経営体として位置付けられるよう促すとともに、補助金及び制度資金等の積極的な活用、農業改良普及センターによる重点指導対象としての定期的な巡回指導や情報提供、当該青年等を集めての交流機会の提供、経営発展の意欲の高い者に対する集中講座等により、さらに安定的な経営体への成長を促す機会の提供等を行う。

#### キ 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

##### (ア) 青年等就農計画制度の普及

県は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。

##### (イ) 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定農業者については、その経営の確立に資するため、就農計画の実施状況を点検し、市町村・農業委員会・農業改良普及センター・JA等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

に係る総合的な支援を行うとともに、農業制度資金の貸付窓口の役割を果たします。

#### (7) 農業開発公社

新規就農者への農用地の利用集積を進めるとともに、就農初期段階における経費負担の軽減等を図るための支援を行います。

#### (8) 市町村

農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合等と連携し、青年等の円滑な就農の促進及び就農後のきめ細かな支援施策等を行います。

#### (9) 農業信用基金協会

農業協同組合等金融機関が青年農業者等に行う農業制度資金の貸付けに対して債務保証を行い、認定就農者への融資の円滑化を図ります。

#### (10) 農業経営者協会及び農業法人協会

新たに就農しようとする青年等の農家研修を積極的に受け入れるとともに、地域における就農前後の青年等に対して適切な助言指導等を行います。

### 4 農地利用集積円滑化事業

#### (1) 推進方針

農地利用集積円滑化事業の推進に当たっては、地域の関係機関が農用地の利用集積の方向性を一にし、連携と役割分担により農用地の利用集積を促進することが重要です。

このため、市町村が中心となって、農地利用集積円滑団体と関係機関が連携・調整する場を設け、幅広い視野と客観的な視点に立って、地域全体としての望ましい農用地の利用や農業構造の実現に向けて、各機関の機能や役割を発揮できる体制を整えることにより、一体となって農用地の利用調整に取り組むものとします。

またその実施に当たっては、県農業開発公社の実施する農地中間管理事業との十分な調整を図るものとします。

#### (2) 支援体制

長野県農業再生協議会を中心に関係機関・団体が連携して、営農支援センター（地域農業再生協議会）及びその構成機関・団体への助言・指導等を行い、

### 2 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項

#### (1) 地域の関係機関の連携

農地利用集積円滑化事業の推進に当たっては、地域の関係機関が農用地の利用集積の方向性を一にし、連携と役割分担により農用地の利用集積を促進することが重要である。

このため、市町村が中心となって、農地利用集積円滑団体と関係機関が連携・調整する場を設け、幅広い視野と客観的な視点に立って、地域全体としての望ましい農用地の利用や農業構造の実現に向けて、各機関の機能や役割を発揮できる体制を整えることにより、一体となって農用地の利用調整に取り組むものとする。

#### (2) 農地中間管理事業との調整

農地利用集積円滑化団体が行う農地利用集積円滑化事業は、貸借を中心に行うものとし、実施に当たっては、県農業開発公社の実施する農地中間管理事業との十分な調整を図るものとする。

#### (3) 県段階の支援体制の整備

長野県農業再生協議会を中心に関係機関・団体が連携して、営農支援センター（地域農業再生協議会）及びその構成機関・団体への助言・指導等を行い、体制整備と農地利用集積円滑化事業の円滑な実施を支援するものとする。

#### (4) 農地利用集積円滑化事業を支援するための施策

体制整備と農地利用集積円滑化事業の円滑な実施を支援するものとします。

### (3) 支援施策

県は、農地の利用集積を促進するため、市町村段階の体制整備や関係機関における農地情報の共有化を支援するとともに、農地利用集積円滑化事業の円滑な実施、農地地図情報システムの活用等の関連施策の活用について、必要な助言・指導を行います。

農地の利用集積を促進するため、市町村段階の体制整備や関係機関における農地情報の共有化を推進するとともに、農地利用集積円滑化事業の円滑な実施、農地地図情報システムの活用等の関連施策の活用について、必要な助言・指導を行うものとする。

### 3 推進体制の整備

#### (1) 関係機関・団体の連携

農業経営基盤強化促進事業を中心として、農業経営基盤の強化の促進のための措置を総合的・効果的に推進するため、県段階においては、長野県農業再生協議会や構成団体である県関係各課、長野県農業会議、長野県農業協同組合中央会、県農業開発公社、長野県土地改良事業団体連合会等の関係機関・団体の連携と適切な役割分担を図るものとする。

なお、地区(郡)段階、においても、県段階に準ずる構成機関・団体による体制整備と機能の強化を図るものとする。

また、市町村段階においても、県段階に準じて、地域の実情に応じて関係機関・団体で構成される営農支援センター（地域農業再生協議会）による体制整備と機能の強化を図るものとする。

#### (2) 機関・団体の役割と重点推進事項

##### ア 県

県農政部、地方事務所農政課及び農地整備課は、それぞれの段階において関係機関・団体が連携した推進体制を整備し、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進事業等の推進・支援に当たる。

農業改良普及センターは、その普及指導活動を通じて、効率的経営体の育成と地域の農業構造再編の推進に当たる。

##### イ 市町村

市町村は、関係機関・団体が連携した推進体制を整備し、地域の合意に基づき利用権設定等促進事業や農地利用集積円滑化事業を始めとする農業経営基盤強化促進事業等の総合的な推進に当たる。

##### ウ 農業委員会系統組織

農業委員会並びに長野県農業会議は、構造政策推進運動の中心的な役割を果たすほか、地域における農地事情に精通した機関として、あっせん活動や農用地の利用調整活動を行うとともに、農地利用集積円滑化事業への積極的な関与を通じて認定農業者等担い手経営体への農用地の利用集積等を推進する。

##### エ 農業協同組合系統組織

農業協同組合系統組織は、営農指導事業等を通じて、効率的経営体の育成指導、営農集団の育成による農業構造再編への組織的な取り組みを強化するとともに、農地利用集積円滑化団体としての体制整備や農地利用集積円滑化事業への積極的な関与を通じて認定農業者等担い手経営体への農用地の利用集積等を推進する。

##### オ 農地中間管理機構

県農業開発公社は、農地利用集積円滑化団体と相互に連携・調整を図りつつ、農地中間管理事業の実施を通じて、認定農業者や認定新規就農者等担い手経営体への農用地の利用集積等を推進する。

##### カ 農地利用集積円滑化団体

農地利用集積円滑化団体は、市町村、農業委員会、農業協同組合、県農業開発公社等の関係機関と相互に連携・調整を図りつつ、農地利用集積円滑化事業の実施を通じて、認定農業者等担い手経営体への農用地の面的な利用集積等を推進する。

キ 土地改良関係団体

土地改良区等土地改良関係団体は、農業農村整備事業等を通じて、農用地の集団化と認定農業者等担  
い手経営体への利用集積を推進する。

ク その他の関係機関・団体

長野県農業再生協議会に参画するその他の関係機関・団体は、それぞれの組織と機能を生かした役割分担  
のもとに、農業構造政策推進運動の推進に当たる。

## 第5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

### 1 農地中間管理機構の名称

農地中間管理機構の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4の規定により設置する農地中間管理機構は、公益財団法人長野県農業開発公社とします。

### 2 農地中間管理機構の事業範囲

公益財団法人長野県農業開発公社は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第7条に定めのある事業を行います。

(1) 農用地等を買入れ、当該農用地を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（農地売買等事業）

(2) 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業

(3) 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農業生産法人に対し出資を行い、及びその出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

(4) 農地売買等事業により買入れ農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他事業

### 第5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理機構の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4の規定により農地中間管理機構に指定された長野県農業開発公社は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する事業を行う。

ア 農用地等を買入れ、当該農用地を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（農地売買等事業）

イ 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業

ウ 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農業生産法人に対し次に掲げるいずれかの出資を行い、及びその出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

エ 農地売買等事業により買入れ農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他事業